

平成20年3月7日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第19号 平成20年度兵庫県太子町一般会計予算
- 2 議案第20号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 3 議案第21号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 4 議案第22号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 5 議案第23号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第24号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 7 議案第25号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 8 議案第26号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 9 議案第27号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算
(総括質疑)

本日の会議に付した事件

- 1 議案第19号 平成20年度兵庫県太子町一般会計予算
- 2 議案第20号 平成20年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 3 議案第21号 平成20年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 4 議案第22号 平成20年度兵庫県太子町老人保健特別会計予算
- 5 議案第23号 平成20年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 6 議案第24号 平成20年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 7 議案第25号 平成20年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 8 議案第26号 平成20年度兵庫県太子町前処理場事業特別会計予算
- 9 議案第27号 平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算
(総括質疑)

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	上 山 隆 弘
5 番	服 部 千 秋	6 番	長谷川 原 司
7 番	井 村 淳 子	9 番	嶋 澤 達 也
10 番	花 畑 奈知子	11 番	熊 谷 直 行
12 番	上 田 富 夫	13 番	村 田 興 亞
14 番	桜 井 公 晴	15 番	橋 本 恭 子
16 番	北 川 嘉 明		

会議に欠席した議員

8 番 中 井 政 喜

会議に出席した事務局職員

局 長	山 本 修 三	書 記	木 村 和 義
書 記	西 田 美智子		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	圓 尾 哲 一	総 務 部 長	佐々木 正 人

生活福祉部長 丸 尾 満
教育次長 塚 原 二 良

経済建設部長 富 岡 慎 一
財政課長 香 田 大 然

(開議 午前10時00分)

○議長(北川嘉明) 皆さんおはようございます。

平成20年第1回太子町議会定例会第4日目におそろいでご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成20年第1回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第19号 平成20年度  
兵庫県太子町一般会計予算

日程第2 議案第20号 平成20年度  
兵庫県太子町国民健康保険特別  
会計予算

日程第3 議案第21号 平成20年度  
兵庫県太子町介護保険特別会  
計予算

日程第4 議案第22号 平成20年度  
兵庫県太子町老人保健特別会  
計予算

日程第5 議案第23号 平成20年度  
兵庫県太子町後期高齢者医療  
特別会計予算

日程第6 議案第24号 平成20年度  
兵庫県太子町墓園事業特別会  
計予算

日程第7 議案第25号 平成20年度  
兵庫県太子町下水道事業特別  
会計予算

日程第8 議案第26号 平成20年度  
兵庫県太子町前処理場事業特  
別会計予算

日程第9 議案第27号 平成20年度  
兵庫県太子町水道事業会計予

算

○議長(北川嘉明) 日程第1、議案第19号平成20年度兵庫県太子町一般会計予算から日程第9、議案第27号平成20年度兵庫県太子町水道事業会計予算までを一括議題とします。

上程中の議案第19号から議案第27号までについては、2月28日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

まず、総括質疑を行います。

質疑を通告されました議員に申し上げます。

質疑は一般質問席でお願いします。

質疑、答弁は一括で行い、簡潔、明快にお願いします。

また、今期定例会では時間制により総括質疑を行うことになっておりますので、よろしくお願いします。

それでは、通告順に発言を許します。

2番清原良典議員。

○清原良典議員 2番清原です。通告に従いまして、総括質疑をさせていただきます。

先日より風邪を引いておりまして、その上に今回花粉が重なりまして相当体調が悪いんですが、お見苦しいところがありましたらお許しを願います。

ちょうど1年前にも風邪を引きまして、あの一時有名になりましたタミフルを夫婦で何日間服用したことを今思い出します。どうもまだその副作用が残っているような感じがいたします。

さて、あと3週間もすれば4月に入りますが、今年平成20年4月より特定健康診査、いわゆるメタボリックシンドロームを生活習慣の改善により予防改善する特定保健指導が医療保険者に義務づけられます。

私ごとですが、身長184.5センチ、体重99キロ、完全なメタボです。これは私にとって大きな負債に当たるわけですが、私の家の

方でも土地を購入した際の借金があるわけですが、これは我が家では女房が全部仕切っておりますので全く分かりません。貯金が幾らあって、借金が幾らあるのか全く分からないのですが、全部私名義であることには違いありません。この私のメタボも、結婚27年ですが、27年前は79キロだったものがプラス20キロです。一度に増えたわけでもないのですが、特にここ四、五年で増え、その利子と言えばこのぜい肉ぐらいで、いろいろ余裕がありましたら檀特山へ上がったたり、ジムで汗を流したりしているのですが、なかなか減りません。

そこで、我が太子町ではここ数年、新年度の予算編成に当たり多額の財政調整基金の繰り入れに依存した予算編成が行われ、何とか予算を組んできているように見受けられるのですが、平成20年度予算においても多額の基金を財政調整基金から取り崩し、いよいよ基金残高も心細くなってしまったのではないのでしょうか。当然今後このような状況では、近い将来財政調整基金が底をつくのではと予想されます。町民の方々は、果たして幾ら負債を抱えているのか大変心配をされております。

2月末に新聞に太子町の2008年度の当初予算案が記載されておりましたが、一般会計83億6,900万円、総額151億6,500万円、貯金に当たる財政調整基金の残高5億円、借金に当たる町債残高88億8,200万円、町民1人当たりの負債は約26万1,000円の借金であると載っておりましたが、これは違うと思うんですね。一般会計の負債のみを記載すると町民の方々に誤解を招くと思うんです。一般会計の負債残が88億8,200万円、特別会計の下水道事業分が171億2,200万円、同じく前処理場事業分が1億5,900万円、そして水道事業分が11億8,800万円、合計273億5,100万円で、町民3万4,000人の1人当たりの負債が80万4,000円となると思うのですが、これだけと違いますね。揖龍保健衛生施設事務組合負担金等々があるため、これ以上の額が想定され

るわけですが、それらを入れて一体幾らあるのですか、お答えを求めます。

私は、財政調整基金とは一般家庭の貯金に相当するものであって、本来突発的な災害や緊急を要する経費に備えるために設置された基金であって、毎年予算の調製のために使用するではなく、本町においては安易にそれを取り崩し、貯金も食いつぶしてしまう状況が続いてきているように見えますが、その辺いかがなものでしょうか、お答えを求めます。

太子町における適正な財政調整基金の保有額は幾らぐらいと考えられておられますか。また、太子町と同規模の自治体である播磨町、稲美町、猪名川町、相生市の財政調整基金の保有額は幾らであるのか。今後財政調整基金の適正な規模の確保をどう行うのか、お答えを願います。

今このような財政状況下にあって、経費のかかる箱物、建築物はつくるべきではないと思うのですが、先日町長は私は箱物をつくらうとは思っていないと答弁されておりますが、今当局で計画されております給食センターの建てかえ事業においては財源をどのように工面されようとしておられるのか、お答えを求めます。

今後このような状況が来ると予想されるならば、少しでも改善しようという計画を立てるのは経営者側、いわゆる当局の責任ではないかと思うのですが、失礼ながら小手先の行財政改革プランでは効果はないと思われますが、体力をつけるのが私の仕事であると豪語された香田課長を初めお尋ねをいたしますが、新たな抜本的な健全財政への改善策はあるのか、お答えを求めます。

次に、入札制度の改善についてお尋ねをいたしますが、ある時期より公共工事の入札において最低制限価格が事前公表されておりますが、こういう形態に変更した理由は何であったのか。そして、それによってどのような効果が出たのか、お尋ねをします。

このような価格事前公表によって、逆に上限価格が算出されやすくなり、高落札率を生

み出す引き金にもなったことは紛れもない事実です。平成18年の前助役逮捕事件の検挙内容によれば、特定建設業者に公示価格のすべてを漏えいしてきたことは隠せない事実であり、また経営事項審査等の虚偽を行ってきた業者が受注されてきた工事金額は50億円を超えております。町議会としてはこれを検証していく作業も迫られてはおりますが、現在の入札制度により、参加業者から見れば入札参加意欲が低下したとの声を多く聞きます。工事が減少したとはいえ、平成20年度も幾つかの工事予定が見られます。この最低制限価格公表並びに最低制限価格の設定を撤廃し、参加業者の意欲の向上に努めることが必要ではないでしょうか。それが太子町にとってもプラスになると思いますが、お答えを求めます。

また、事務組合の負担金についてお尋ねをいたしますが、昨今町民にとっては大変厳しい緊縮予算の中において、特に揖龍保健衛生施設事務組合の負担金は適正であるのか。ここ数年変動のない項目も見られますが、交渉はされておられるのか、お答えを求めます。

そして、最後になりますが、最近太子町を含む自治体職員による不祥事が多発していることは、事実として隠しようのないことです。不祥事を事前に防止し、公正、適正な職務を遂行するためには、職員の不正を誘発しがちな外部からの職員に対する働きかけ、そして職員の倫理行動等に対し、組織としての対応を図る必要があると思います。

外部からの働きかけに対する取り扱いの要綱、違法または不当な行為に対して行われる内部通告に関する要綱などを制定し、コンプライアンス体制を早急に構築してはどうかと思います。今私たち議員も倫理条例制定に委員会を設け、会議を開いております。当然公務員としてはもともと公務員として違法ないし不正な行為は通報する、告発する義務はあるのですが、当町ではそれは全く守られていないと思います。ちなみに、次々と不正行為があらわれました西部の赤穂市では、この平

成20年1月1日より施行されていますことをつけ加えておきますが、コンプライアンス体制の構築についてお尋ねをいたします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） まず、第1点目の本町における適正な財政調整基金等々の質問でございますが、まず最初に、この財政調整基金の処分できる単位を申し上げたいと、このように思います。

第1点に、こうした経済情勢の変動等によりまして財源が不足する場合の財源充当。そして、2点目には災害等により生じた減収を埋めるための財源充当。また、3点目には緊急大規模な建設事業の経費ややむを得ない理由による財源充当。そして、第4点目には繰上償還の財源充当。そうした地方自治法また地方財政法、基金条例の規定がございまして、安易に取り崩しをしているものではございません。適正な財政調整基金の保有額は一樣にどのくらいと判断すべきものではございませんが、少なければ何か不測の事態に困るということもございまして、多ければもっと直接的な行政サービスを展開するべきだというご意見もあるところでございます。私自身は、そうした中で不自由しない程度と申し上げますか、いざというときに困らない程度であるということで申し上げておきたいと、このように思います。

また、類似団体等の保有額でございますが、平成18年度決算ベースでお答えいたしますと、播磨町が47億6,100万円、稲美町が12億2,800万円、猪名川町が21億4,600万円、相生市が18億5,100万円、ちなみに太子町が8億4,900万円でございます。

そして、一般会計の債務残高でございますが、18年度末では98億7,467万2,000円、そして特別会計全部合わせますと195億854万8,000円、下水道事業の特別会計ではこれは180億9,348万4,000円、前処理場で1億8,198万6,000円、上下水道事業で12億3,307万8,000円、このようになっておるところでございます。揖龍衛生では13億9,541万

8,000円という内容になってございます。

そうした中で、やはりこうした事業関係、今現在は新聞で公表しております分は、議員ご指摘のとおり、一般会計のみの公表でございまして、これから連結決算等々でそうした夕張の破綻等の関係でこれからはすべてを積み上げて報告するように今後はなつてようと、このように考えております。

次に、先ほども若干触れさせていただいたんですが、今後の財政調整基金の確保をどのように行うのかという点でございまして、やはり各年度で決算をうち黒字が出た分を財政調整基金に積んでいくといった基本姿勢は変わりはありません。できる限り黒字を出し、少しでも積み立てていくということでございます。

次に、給食センターの建てかえ事業で触れさせていただいておりますが、私自身いろいろの質問の中でも申し上げておりますように、できる限り箱物行政は控えていきたいということをお願いしております。今ご指摘の給食センターにつきましても、建てかえありきではございません。事業手法等いろいろな角度からどういうケースが最善かを今後詰めていきたいと、このように考えているところでございます。

次に、行政改革プランでは効果がないと思うがという抜本的な改善というご指摘の点でございまして、私はまずは第4次太子町の新行政改革大綱に沿いまして今後の行政運営をしっかりとやっていきたいと、このように考えているところでございます。

入札制度の改善についてでございますが、本町はご指摘のように、最低制限価格の事前公表、そしてまた予定価格の事後公表を行っております。これは入札制度の透明性を高めるという観点から行っているものでございまして、公表しない、秘密にしておくということは職員に対する圧力も予想されるでしょうし、またこれが最善の策というものはなかなか難しいというのが現状だと、このように考えております。透明性を高めた中での入札執

行し、健全な競争の中で適切妥当な形で落札ということになってくれればと、このように考えるところでございます。

次に、揖龍保健衛生施設事務組合負担金についてでございますが、負担金が適正かというご質問でございます。この負担金につきましては、人口割については平成17年度の国勢調査による人口により、実績割については平成19年1月から12月までの実績の数字に基づいて負担しているものでございまして、適正に処理されていると、このように考えております。

そして、変動のない項目また交渉努力等についてでございますが、これにつきましては人口割及び実績割等により負担しています。そして、収集運搬業務につきましては、揖龍クリーンセンターの現業職の経費をもとに算出されているということで説明を受けており、適切妥当だというふうに判断いたしておるところでございます。

次に、今後のこうした行政改革プラン、小手先ではないかというようなこともおっしゃっておりますが、そういうことは私は着実にやっていかなければならないと、このように思っております。

そして、最後には、コンプライアンス体制の確立についてでございますが、これはやはり外部からの職員に対する働きかけ、いわゆる不当要求につきましては、既に平成16年5月から「太子町不当要求行為防止対策実施要綱」を定めておりまして、暴力行為、威圧的態度、面会強要、正当な手続によらず作為または不作為を求める行為などに屈しないよう、内部に対策委員会また不当要求防止責任者を設けるとともに、警察当局とも連携の上でその対応を行うことになっておるところでございます。これまで該当事例はございません。

内部通報に関する要綱につきましては、平成18年4月に施行された公益通報者保護法に基づき、通報窓口、調査、公益通報者の保護などを定めた要綱でございまして、近年制定

する団体が増えてきております。この要綱の制定による効果については、どの団体においても導入前後の比較調査は行われてはおりませんが、法令遵守に対する関心は高まったと報告されているところでございます。

そうした中で、反面、職員数の少ない町村におきましては、制定している団体は20%未満でございまして、制定しない理由といたしましては、内部通報制度は職員相互の不信感を助長する、また公務員として違法ないしは不正な行為は当然通報する義務がある等々でしておりません。不祥事の究極的な防止策、これは職員全員が仕事に対する信念、法規を遵守する不屈の精神を持つことでございまして、今後とも指導また研修に努めてまいりたいと、このように考えるところでございます。

本町においてこのような事件が起りましたが、公益通報に関する要綱の制定により防止できるのかどうか、職員のコンプライアンス意識の向上に努めた上で検討を進めていきたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 清原良典議員。

○清原良典議員 まず、財調関係で、安易に取り崩してはいないと言われましたけども、今本町の、先ほど財調の保有額平成18年度ベースで8億四千九百何十万円ですか、言われましたけども、現在は今幾らなんですか、それをお答え願います。

それから、不自由しない程度、困らない程度と先ほど言われましたけども、これは町長幾らと思われるんですか。大体よその自治体を見ましたら、標準財政規模の10から20%が適正とされておるところが多いと聞きますが、太子町としては幾らなのか。

それから、財調の確保は黒字が出たら財調へ回す、これは当然なんです、その黒字へ回す具体的な見通しはあるのですか、それをお尋ねします。

それから、第4次新行政改革大綱に沿って行財政運営をやっていくと言われましたが、

この大綱で黒字に転換するのはいつごろと予想されておるのか、お答えを願います。

それから、入札制度の改善を含めて、先ほど今のやり方は透明性を高める観点から最良と思われてというお答えでしたが、その中で職員に対する圧力も増すであろうと言われましたが、それはその意味はどういうことですか、ちょっとお答え願います。それがためにコンプライアンス体制の構築を要求しておるわけですが。

それから、同じく内部通報関係ですけども、最近におきまして給食センターの問題も発生しておりますけども、検討を進めていくという町長の先ほどのお答えでしたが、いつごろ結論を出されるのか、お答えを願います。

それと、ちょっと順序が違いましたが、事務組合負担金につきまして、結局相手さんが計算されたその数字を妥当と思われると言われましたが、昨年何人かの議員からもご指摘があったように、交渉していくべきだというお答えがあったと思われるんですが全く、1つ例えましてら収集業務なんか平成16年から5年間ずっと同じ金額です。何とか町民の方々は厳しい厳しい税負担を強いられている中で、これはちょっといかがなものかと思うんですが、同じく交渉努力をされておるのか、お答えを願います。

○議長（北川嘉明） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 数字の件を私の方からお答えいたします。

財政調整基金の現在高というご質問でございしますが、この平成19年度末の見込みではあります、約7億1,800万円ということでございます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほどこの財調の積み立ての件でございしますが、やはり先ほど来申し上げておりますように、その年度年度いかに効率よい行政執行をやっていくかということで余剰金と申しますが、そうしたものが出た場合はその分を積み立てていくということ

ころでやっていっておるところでございますが、しかし反面、毎年新年度予算編成につきましてはこうした時代の流れの中で財調を取り崩さなければならないということも考えられるわけございまして、先ほど大綱の件でも触れられておりますが、行政改革大綱に沿ってやはりどんどん改革等にも取り組み、少しでも経費節減につなげていきたいと、このように考えるところでございます。

また、コンプライアンスの関係でいつごろに結論を出していくのかというところがございます。こうした件もやはり我々の町村でどんどんそうした内部的に内部告発的な件もございます。やはりそれは今の現体制でもそうしたことは可能でございます。その保障に関してのこうした定めでございますので、こうしたところは慎重に考えていき、やはりそれぞれの職員がやる気を喚起できるような方法でもって取り組んでいきたいと、このように考えております。

それから、揖籠衛生の負担金についての質問でございました。特に収集業務ということでございますが、今一般質問等でもご答弁をさせていただいておりますが、我が太子町では午前中収集ということで取り組みをさせていただいております。そうしたごみ集積場が設置されている箇所でのご迷惑といいますが、そうしたことも考えていき、その取り組みをさせていただいておりますが、ご承知のとおり、額が減ってないじゃないかとおっしゃる向きもございます。私どもこの太子町でおきましては、集積箇所もたくさん年々増えてきているというのが現状でございまして、そうしたところも加味し、こうした収集体制をしいているところでございます。

揖籠衛生の負担金等につきましては、私も十分その中に入らせていただき、今一番懸念いたしておりますのがこの19年度、20年度で大規模改修を実施いたしております。やはりごみが大きく浄化する中での対応でございまして、当初は炉が1基で十分ではないかと、交互に使えると十分やっていけるのではないかと

ということで建設当時は考えておりましたんですが、やはり事業系のごみも排出される中での今満杯状態というところで、分別収集等にも取り組みをさせていただいております。町民の皆さん方にそうした面でもご理解が得られるように情報を発信していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 清原良典議員。

○清原良典議員 事務組合の負担金の方は、また予算の方でいろいろと細部お聞きしたいと思ひますんで、今のところ予算書ばらっとしか見てないんですが、大まかな数字しか出ておりませんので、その辺また担当の方、予算委員会でご説明願いたいと思ひます。

それから、やはりこのいつごろというのは町長の口から出ないんですけども、経費削減に努めていく、それしか出ませんか。黒字に転換するような時期ですね、予定はないのか、計画がどうであるのか、再度お尋ねいたします。

それと、先ほど給食センターのことをちょっと私も聞き忘れておったのかなあ、これ。建てかえありきではないと、そのように努めていきたいとおっしゃられましたが、仮に建てかえを含めたそういう方向に進んだ場合、どのようなやり方にしろ、多額の財政負担が当然のごとくこれは発生するのですが、それはどう工面をされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） まず、第1点目、いつ黒字に転化するのかと。今我々も赤字財政を執行してるわけではございません。いろいろな手法、また歳入の増収、また歳出の削減等々を考えながら業務を執行させていただいております。そうした中で扶助費等々、経常経費、いろいろと歳出が増大する中で、歳入面をしっかりと確保していかなければいけないということで今時も努めさせていただきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、給食センターの建てかえの件でありますが、先ほども申し上げておりますように、一応そうした方策等はいろいろと計画の中で検討はさせていただいておりますが、どの手法でもって今財源がそしたらすつとそこに充当できるかというとなかなか厳しい面もございますし、そうしたところを考えた上で取り得る手法についても今後検討を重ねていきたいと、このように考えております。

だから、今町ですつとやるか、やれるかという、財源的に苦しいものがございます。また、PFI方式で取り組めるかどうか、そうした面も十分に検討をしなければいけない。だから、また若干今の施設に手を入れていって可能であるかどうか、そうしたところも検討をしていかなければいけないと、このように考えておるところでございます。

この4月から業務委託をするという方針を打ち出しております。そうした面、業務委託をする業者からも情報収集を重ねて取り入れながら今後の方向の検討はしていきたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 清原良典議員。

○清原良典議員 今町民は先日の洗剤混入事件以来、特に町民の目が給食センターの方に向いておりますので、この建設等についてもこれ以上町民に対して大きな負担にならないようによく検討していただいて、今後の財政運営に当たっていただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で2番清原良典議員の総括質疑は終わりました。

次に、4番上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 4番上山隆弘。通告の順に従いまして、総括質疑をさせていただきます。

このたび町長は施政方針を述べられ、第4次の総合計画の実施計画の提出も今回いただいております。その中で、大きな点、気になる点、私がこのたび上げておりますの

で、できるだけ具体的にお答えいただきたいなというふうに思います。

まず、このたびの予算の編成に当たっては、経済財政改革2007の中身について踏まえということがありましたが、この中身につきましてはどの部分、また何をとらえ今後の取り組みの検討を行ったのか、そういった点をお答えいただきたいと思います。

それから、今行政評価という言葉はどの場面でも出てくることがございますが、太子町の行政評価の考え方について、そして今の現状の中からの動きについて説明をいただきたいなというふうに思います。

そして、町長の言葉の中に協働の確立ということがございました。協働を確立するということは非常に大きな目標であると考えわけですが、具体的な取り組みを説明いただきたいなと思います。

そして、施政方針の中についてですが、まずは健康でいきいきと暮らせるまちについて、ボランティア活動の支援という言葉がございましたが、その支援の考え方について説明を求めます。

2番目、豊かな人間性と創造性を育むまちづくりについて、教育施設の整備についてと教職員の資質の向上、その点を上げられておられますが、どう取り組むのか。

また、総合公園は、若干のいろんな場面での他の議員からの質問もございましたが、どのように計画を立て、活用についてはどう考えていくのか、今後について説明をいただきたいと思います。

また、それと同時に、スポーツの普及ということをおっしゃっていただきましたが、最近普及のレベルが高いものは高いが、低いものは低くなってきていることを感じておりますが、今後の太子町のスポーツの普及、どう取り組んでいくのか。

また、伝統的文化の継承とありますが、これは一体どういった意味で上げておられるのか、またそれに伴い文化会館の活用、この部分についても説明をいただきたいと思いま

す。

3、安全で快適に暮らせるまちについて、防災、救助拠点についての安全確保、ハザードマップ等作成はされましたが、本当に大丈夫なのかなという建物も多うございます。そういった部分、どう考えておられるのか、また観光資源の開発とありましたが、観光資源を今どのようにとらえ、またそれをどう開発していこうとするのか、町並みの景観の向上について、その部分とあわせて考え方について求めます。

そして、水道の業務委託、これについては今後大変気になるところでもございます。具体的な説明を求めたいと思います。

豊かな緑に抱かれた活気あふれるまちづくりであります。商工業の発展について総合的な地域商工業の充実に役割を果たすとありますが、その考え方を求めます。

5番目、美しい景観に機能性を備えたまちについて、計画的な土地利用の考え方、また中心の市街地の活性化について、総合的な市街地整備についての考え方について説明を求めます。

また、言葉の中には、総合的な交通体系の整備について、駐車施設、交通機関の確保とございましたが、そのあたりを具体的な説明を求めます。

最後に、自治の連携による力強いまちについて、ほかの質問とも共通する部分があるんですが、住民参加の促進についてという部分などから、全般の取り組みについての考え方を問います。

また、全世帯アンケートを計画されておるのかなというふうに思いますが、そのあたりのどのようなものなのかという部分と、それを行うに当たっての考え方、その説明をいただきたいと思います。

そして、職員のやる気、喚起できると、先ほどの清原議員の質問の中にもコンプライアンスという部分の中に出ておりましたが、やる気の喚起できる具体的な取り組み、これの中身について説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えいたします。

まず、第1点目、経済財政改革2007、どうとらえ、今後の検討等のご質問でございますが、今国の方で言われております平成20年度予算編成の基本方針、これにつきましては歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算でございます。歳出全般にわたってこれまで行ってきた歳出改革の努力を緩めることなく、また国、地方を通じ引き続き最大限の削減を行っていくとともに、若い方々があすに希望を持ち、またお年寄りが安心できる希望と安心、そうしたことがいわゆる国づくりのために予算の重点化また効率化を行うものでございまして、そのもとになる方針の一つが「経済財政改革の基本方針2007」でございます。

これは国の方針でございまして、その中には非常に多くの項目等がございます。一つ一つ列挙することはできませんが、やはり歳出全般にわたる徹底した見直し、そして公共事業関係の総額の3%削減、また行政のスリム化、効率化、総人件費改革、人員削減等にも取り組むということでございます。そして、税制改革、地方公共団体の行政改革推進、そういうようなことが中には示されておるところでございまして、太子町といたしましては、そうした中で特に地方財政計画に注目いたしておるところでございます。地方財政計画の規模が83兆4,000億円、地方交付税総額15兆4,000億円等の数値の伸びを参考にいたしまして、平成20年度の予算編成の軸にしたというところでございます。

次に、行政評価についてでございますが、ご承知のとおり、行政評価としましては実施している個々の事務事業を行政みずからがチェックすることによりまして、手法、効果を不断に見直し、効率的、効果的な町政を実現するための有効な手段であるにとらえております。

本町におきましては、20年度の本格実施を目指して評価システムの構築作業を進めてい

るところでございます。具体的な評価方法は現在検討いたしておりますが、総合計画に掲げております各事業を評価の対象といたしまして、各事業の成果、達成度を成果指標として数値で明らかにすることにより、事業効果は予定どおりあらわれているか、また事業手法や効率性に問題がないか、そうした点を点検、評価いたしまして、次年度以降の事業実施に生かしていきたいというふうに考えております。

20年度の本格実施を目指しましては、担当課で検討を行うとともに、適宜に試行実施も行つて問題点を改善し、より実効性のある行政評価システムとなるように努めさせていただきたいと、このように考えております。

次に、協働の確立という問いでございますが、昨年11月に開所をいたしました子育て学習センターや、また防犯グループによります子供たちの見守り、また放課後子ども教室における生涯学習ボランティアの活動など、既に地域のボランティアの皆様と協働で実施、行っている事業は多くあるところでございます。今後、公から民へという流れは一層増してくると、このように考えます。住民による活動がスムーズに行えるよう、行政は情報の提供、そして住民相互の連携を図るためのつなぎ役としての機能を擁する必要があると、このように思うところでございます。

そうした中、生涯学習に関する専門的な知識を有する方々に学習成果を社会で生かしていただくべく、人材登録制度、生涯学習リーダーバンクを活用いたしまして、学習希望者への講師としての派遣や活動の場の紹介、あっせん等を行う仕組みづくりを検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、健康でいきいきと暮らせるまちの中で、ボランティア活動支援についてでございます。この活動支援につきましては、自発的に他者や社会のために、利益を求めずだれもが暮らしやすい豊かな社会づくりに取り組む地道な活動でございます。

町内においても、集団で組織的に活動をされている方、また個人で活動をされている方など、多様な形態がございます。地域住民のボランティア活動に対する理解と参加を促進するために、平成13年8月に社会福祉協議会内に太子町ボランティアセンターを設置いたしております。現在、本町のボランティアにつきましては、個人が27名、団体で60団体、750名の方が登録を行い、いろいろな分野で活動をしていただいております。

主な活動内容といたしましては、学習機会の提供、また交流ネットワーク推進事業、情報の収集、提供、発信事業、マッチング支援事業、各種相談事業等々がございます。ボランティア活動を行うにも人材と費用は必要でございます。ボランティア活動を支援するため、「市町ボランティア活動支援事業」として、県と町が社会福祉協議会に対してセンター職員の人件費の一部を助成いたしております。

次に、教育施設の整備についてでございますが、各学校園につきましては建築年度が近接いたしておりますので、改修の必要な時期も重なっております。耐震とあわせまして大規模改造を年次計画に基づきまして対応することといたしておりますが、こうした財政状況の中ではその都度見きわめていくこととなると考えております。本当に一気にやれる体力があればやりたいんですが、そうしたところは慎重に対応していきたいと、このように考えております。

教員の資質の向上についてでございますが、教員の資質や指導力のいかに子供たちへの影響は言うまでもございません。そのために、教員には法定研修といたしまして、新任5年、10年、15年研修が義務づけられておるところでございます。そうした中、教育職員免許法が改正されまして、教員免許の更新制が平成21年4月から導入されることになっております。教員免許状に10年の

有効期限を設け、更新時講習を30時間受講することが義務づけられたというものでございまして、町といたしましては教育委員会主催で年2回すべての教職員を対象に実施するほか、各学校園での校内研究会への支援、さまざまな研究会への参加を促し、資質や指導力の向上に努めていく所存でございます。

総合公園の件でお尋ねでございますが、事業再評価委員会の答申によりまして施設整備計画の再検討を行った結果、総合的なスポーツ拠点並びに防災機能もあわせた施設配置としたため、パブリックコメントを実施し、幅広い町民の意見をいただき、素案を原案へと確定させたいと、このように考えております。

事業実施計画につきましては、やはりこれもこうした財政状況の中で、十分そうした点を踏まえながら再点検を行ってやっていきたいと、このように考えております。その中には、やはり先ほど来出てますように、箱物的なものは極力控えていき、やりやすい部分から手がけていくというようなことも考えさせていただきたいと、このように考えております。

次に、施政方針の2項目めについて、学習の機会の提供、また歴史や伝統、地域文化の創造並びにスポーツの普及等についてのお尋ねでございますが、やはり昨今家庭内に閉じこもりがちで運動不足の人々に少しでも体育館に足を運んでいただき、体を動かし、スポーツを通じて仲間づくり、コミュニケーションを図れるよう、各スポーツ教室を開催いたしておるところでございます。

また、このスポーツ教室を終了いたしました後も、そのままスポーツをやめていくのではなくして、続けていただけるようなスポーツ団体の育成を図っていき、またあわせて技能の向上にも力を入れていきたいと、このように考えておるところでございます。いろいろとスポーツ教室等についてはございますが、皆さんがこの教室に通いやすいような雰囲気誘導していきたいと、このように考えて

おります。

また、伝統文化の継承等についての取り組みでございますが、今最近特に1月のとんど、そして8月のお盆の盆踊り、また10月の各神社の秋祭りでの屋台練りや獅子舞等、それぞれの地域で特色あるさまざまな伝統行事が受け継がれてきています。こうした伝統的な行事に対して、平成12年度には太子町無形民俗文化財に指定されている平方地区のお幡入れ法伝哉、平成19年度には独特のお盆の行事を行っている原地区の原の松明について伝統文化継承事業として国の補助を受け、道具等の整備、映像記録等の作成を行い、伝統文化の継承の育成をサポートしてきているところでございます。

そして、歴史資料館につきましては、館独自の事業といたしまして、平成17年度には稗田神社、19年度には黒岡神社の秋祭りの記録の作成等を行っております。

今後、このような伝統行事の継承をサポートするに当たりまして、その継承者育成、道具等の整備、記録の作成等が必要になりますので、特に費用がかかります道具等の整備、記録の作成については、教育委員会として国からの補助事業を受けるためのサポートをしてまいりたいと、このように考えております。また、このような補助事業を行うことで、地域内でも自分たちの行っている伝統文化に対する関心が高まり、そしてまた継承者の育成の一助になるものと考えております。

そして、小学生や中学生を対象にした伝統文化こども教室事業として、平成15年度から華道、茶道、詩吟等の教室を開催し、子供たちに体験し、学ぶことを通して、日本の伝統文化に対して関心や期待を持たせる事業も行っているところでございます。多くの方が参加していただくように希望するところでございます。

次に、文化会館の活用についてでございますが、施設使用の促進を図る貸し館事業とともに、自主事業についても住民ニーズにこたえた音楽鑑賞の場や地元アーティストへの活動

の場の提供、町民みずからが企画、運営する創造型事業を支援するとともに、地域文化の高揚に一層努めてまいりたいと、このように考えております。

次に、安全で快適に暮らせるまちについての件でございますが、防災、救助拠点についての安全確保でございます。平成19年度に太子町地域防災計画を見直しておるところでございますが、その計画の中で防災拠点として柳の総合公園、運動公園を指定いたしております。今後、支援物資の配送拠点として、防災倉庫との搬路の確保等に努めていきたいというふうに思っております。

次に、観光資源、また町並み景観等のご質問でございます。本町では、斑鳩寺を中心に施設、名所は多くございますが、宮本武蔵のブーム以来、太子町には宮本武蔵関連の観光名所が1カ所増えましたが、それ以来新たな資源は増えておりません。現在でもまだまだ町内における観光資源は十分とは言えません。今後は、観光協会と、協議を重ねながら、集客力のあるイベント等などの企画も視野に入れ、新たな観光資源の発掘に努力したいと、このように考えております。

こうした件につきましては、商工会、観光協会等も連携しながら考えていきたいと、このように思っております。なかなか新しいものを起こしていくということは難しゅうございます。そうした中で、どうした小さなことでもいいからそうした核になる点を見つけ出していきたいと、このように思っております。

町並み景観の向上についてでございますが、国道179を代表とする広域幹線道路及び丸山線を代表する地域幹線道路並びに沖代線を代表する町内幹線道路等の良好な景観の形成や、風致の維持や公衆に対する危害の防止をするための兵庫県屋外広告物条例を基本とした、本町固有の広告物ガイドラインを都市計画マスタープランに基づき研究を重ねていきたいと、このように考えております。

続きまして、水道業務の委託についての問

いでございますが、現在水道事業体における業務効率化、コスト削減による経営の健全化が一層求められておるところでございます。民間への業務委託は水道事業体組織のスリム化、事業経営のレベルアップにつながる方法の一つとして注目されているところでございます。既に取り組みをなされている事業体が効果を上げているというようなことも聞いております。

そうした中で、水道業務のこの委託につきましては、次のような業務の委託を考えております。水道メーターの検針業務、そして水道料金収納業務、滞納整理業務、転居による精算及び開閉栓業務の委託等でございます。

先ほども申し上げましたように、経費削減効果、またサービスの向上、そして業務の負担軽減、この事業の収入増、そして検針の雇用管理等が不要になるというところで、また高度な技術力、ノウハウの導入が可能になる等の効果が得られるのではないかと、このように考えておまして、こうした中でとられるものについては12月ごろより試行をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

次に、商工業の発展についてでございます。商工会が営利事業を制限された公益法人で会費、手数料、補助金等で事業運営を行っているため、その運営資金には限界がございます。

しかし、経営改善普及事業などの基本事業はもとより、地域振興の重要性がますます増大する中で、その役割は社会的にも文化的にも大きな役割を担っているところでございます。こうした商工業の経営支援や地域の活性化を図る活動を行っている商工会に対し、補助金を交付することで支援を継続していきたいと、このように思っておりますが、この平成20年度補助金につきましては近年県補助金等が削減される中、本町では商工会事業補助金1,500万円、特別補助金200万円、昨年と同様の支援をしているところでございます。

太子町のこうした商業、工業の発展へのつ

ながりというのは形態的には難しい面もございます。大型店舗等々の張りつき等により地元商工が苦しい立場にも立っているのは否めない事実でございます。そうした中で商工会との連携を考えていきたいと、このように思っております。

続きまして、美しい景観、計画的な土地利用の考え方についてでございます。都市計画マスタープランにおいて、土地利用配置及び規制・誘導の方針が明確に示されているところでございます。市街化区域については、住宅地区、商業地区、工業、商業地区、沿道サービス地区。また一方、市街化調整区域につきましては農業振興地区、また市街地外住宅地区、環境共生地区、環境保全地区。また、市街化調整区域については、既存宅地制度の廃止に伴いまして、太子町土地利用調整基本計画を策定いたしまして、土地利用方針を明確にしているところでございます。そうした中で対応を十分考えていきたいと、このように思います。

また、活性化についてでございますが、都市計画道路龍野線の整備促進によりまして太子町の中心市街地が移行し、現行用途地域との乖離性が懸念されているところでございます。

このために、自立の道を選択した太子町といたしましては、商業等の活性化と市街地の改善を両輪とした中心市街地活性化基本計画の策定が求められております。平成23年度決定告示の用途地域見直しまでに方針決定いたし、基本計画書に反映される必要があろうと、このように思っております。こうした点につきましても、やはり商工会、地元等々も取り巻きながら協議を重ねていきたいと、このように思います。

市街地整備の推進についてでございますが、市街地整備に当たっては都市的土地利用と非都市的土地利用が共存する状態が望ましいと、このように考える中、そのために引き続き市街化区域については残存農地の宅地化を促進するため、農住組合法によります土地

区画整理事業を推進するとともに、市街化調整区域については特別指定区域制度を活用し、集落における新規居住者の住宅が建築できる土地利用を支援してまいり所存でございます。今現在、竹広前田、そして田中農住組合が既に整地をされているところでございます。

次に、交通体系の整備についてでございます。地域幹線道路につきましては、広域幹線道路一般国道2号線、太子龍野バイパス、そして一般国道179号線、主要地方道県道太子御津線へのアクセスを確保いたしまして、道路交通の円滑な処理を行うとともに、町内幹線道路と連携いたしまして、まちの外郭を形成するように配置されているところでございますが、この都市計画道路の整備率は約70%と県下の類似団体と比較しても先進的であると、このように思っておりますが、本町の中央都市軸にふさわしい道路といたしましての位置づけをされている都市計画道路龍野線は未整備区間がまだ多いため、引き続き町の新たな顔となるシンボル道路として整備が促進されるよう、県の方にも十分働きかけていきたいと、このように考えております。

次に、鉄道事業についてでございますが、この事業につきましては、播磨地域6市4町で構成いたしております山陽本線沿線市町連絡会にこの太子町も参画いたしております。

JR西日本に対しまして、山陽本線の利便性向上、環境整備等に係る要望活動を行っているところでございますが、また反面、バス事業については、国、県、市町及びバス事業者が参加する兵庫県生活交通対策地域協議会の場におきまして、バス活性化方策等について意見交換、路線休廃止に係る協議、調整等を行っているわけでございますが、今後は太子町も高齢化の進展等によりまして公共交通の持つ重要性が一層増すものと考えられます。利便性が低下することのないように、事業者等に引き続き要望、協議を行っていききたいと、このように考えます。

それから、住民参加の取り組みについてで

ございますが、パブリックコメント制度や各種審議会委員の公募制度の導入、自治会長を対象にしたまちづくり懇話会など、住民の参画により幅広い住民の意見を聞く機会を設けているところでございますが、引き続きそうしたことを実施いたしまして行政運営に反映させていきたいと、このように思います。

また、先ほど来協働の確立について申したように、各種イベントや防犯グループの活動、子育て学習センター事業への参画また協働をいただきながら充実を図っていききたいと、このように考えております。

また、放課後子ども教室事業の拡大によりまして、生涯学習ボランティアとして登録をいただいている方の一層の活動の場が提供できるのではないかと、このように考えております。

次に、アンケート調査に関してでございますが、来年度実施予定の全世帯アンケートにつきましては、平成22年度以降の10年間を計画期間といたします第5次太子町総合計画の策定の基礎資料として、町民の皆様が今町政に対して何を求めているのか、また太子町のあるべき将来像をどのように描かれているのかというような点を把握させていただきたいということで実施するものでございまして、具体的な設問内容につきましては4月に立ち上げます庁内プロジェクトチームで検討する予定でございますが、町が今後取り組むべきと考える事業、太子町に対して持っているイメージなどを選択式で回答いただく形を考えておるところでございます。

また、自由意見欄も設け、町民の皆さん方の自由なご意見、アイデアを幅広くお伺いしたいとも考えております。先ほど申しましたが、具体的な設問内容はそうした検討委員会で十分に検討し、6月から7月までの間にそうした調査を実施する作業を進めていきたいと、このように考えております。

続きまして、職員のやる気の喚起についてでございますが、行政ニーズが複雑多様化、高度化、多様化、そしてその変化のスピード

も速くなってきている中で、住民の期待にこたえ、真に住民本位の良質で効率的な行政サービスを提供し続けていくためには、その担い手である公務員のあり方、育て方にも変革が求められています。任用、給与、能力開発など、公務員の人事管理にかかわる制度やその運用もこうしたことを十分に意識して行われていかなければなりません。

また、職員の側からも多数の職場を経験しながら、昇進していくばかりではなく専門性を向上させるなどの多様なキャリアパスへの思考、また就労意識の変化などそうした動き、働き方が求められるようになってきているところでございまして、そうした状況に対処するにはこれまで見られた採用年次等を過度に重視した任用や、年功的な給与処遇などの集团的また画一的な人事管理を職員の能力、適性、志向、実績等を重視した、いわば個に応じたものに転換し、職員個々の業務遂行意欲を向上させ、公務能率の一層の増進を図っていくことが必要でございます。

そして、このような新たな人事管理を推進していくためには、その基盤的なルーツとして人事評価システムが不可欠でございまして、実施を図っているものでございます。そうしたシステムが定着することによりまして、業務執行のあり方を改善するとともに、働く職員の働きがいや自己実現の充実に寄与することも期待いたしております。

評価を受ける職員自身が評価を受け身でとらえるのではなく、評価を契機としてみずからの主体性に能力開発に取り組んだり、また評価の結果を具体の業務遂行に反映していくことが重要となりますので、職員みずからのやる気は喚起できるものと考えておるところでございます。みずからの行動や職務の達成状況等を振り返る機会として自己評価を行うとともに、目標等の明確化、そして今後のアドバイス等を受けるため、上司との面接を行い、職場内のコミュニケーションを活性化し、頑張れば報われるというような組織づくりを目指して制度を構築していきたいと、こ

のように思うところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 まず、経済財政改革2007の中身については、特に歳出改革の削減ということを重視されておるということですが、それは当然だなということは私も思います。

ただ、この経済財政改革の基本方針2007というのは、サブタイトルが「美しい国へのシナリオ」でございます。その中には、やはり地域の再生という項目がございます。そういった取り組みをいろんな意味で数多く事前に行ってきたおる動きも過去の質問した経緯でお分かりかなというふうには思いますが、しかし地方応援プログラムができる初めのときに質問をしても、私の質問が悪かったとは思いますが、ピントのずれた回答であったように思うところもございますし、その後の動きについても、地域再生というのは国の見方というのは地域の活力なくして国の活力はないという位置づけのもと、地域のやる気や知恵や工夫を引き出す云々という言葉の前に持ってきて、実行することができる体制づくりが必要であると。

それから、前回、前回というのはかなり前回ですが、まちづくり交付金のお話を出させていただいたときも、国の考え方の推移というものを若干お聞き、その中で町がどのように動いていくのかということをお聞きしたことがあった次第でございます。

その太子町らしさを出すために、その中身について財政の抑止というだけでなく、幅広く町の動き、国に対応する町の動きをどう見ておるのかというところをもう少しお答えいただければなというふうに思います。

行政評価は、やはりよいものを期待していきたいなとみずからチェックをして行われるということで、20年度本格実施ということですが、そのチェックの視点が行政側の見方だけによるということではなくて、住民視点により近いものになるような管制体制とその情

報の公開には努めていただきたいなというふうに思うんですが、その次の協働の確立という部分にもあわせて、情報の公開というのが今回太子町の広報もよい賞を取っておられまして、なかなかいいニュースだったなというふうには思っておるところではございますが、広報のほか、ホームページのほか、何か伝えていける形へのアピールはないのかということも考えますが、そのあたりもお聞きしたいなと思います。

それから、協働の確立に防犯グループのこと、それから公から民へということもおっしゃいましたが、防犯グループも自治会によってはつくらなくてはいけないものとして気持ち的にはどうなんだろうという中で動いたようなところもあったように聞いておりますし、活動の支援、自発、利益なしのボランティアセンターとか、そういう今説明もございましたが、やはりやる気のある方々をどう発見していくかということのポイントに置いていただきたいなと思うわけです。

ボランティアの中でも最後の方、学校の支援のボランティアのこともおっしゃっておられましたが、その人たちの支援の形、お金だけの面ではなくてやはり体制的にどう整え、その立場の方々を安全にボランティア活動に推進するように持っていけるのかという部分を考えていただきたいなと思いますが、そのあたりのお考え、お答えいただけたらなと思います。

それから、教育施設ですね。やはりいろんな方に聞きますと、井川議員も再三太田小学校のトイレのことについては質問はされておりますが、だれに聞いても太田小学校のトイレがきれいですと答えられた太田小学校の関係者はおられませんでした。随時学校側も努力はしていったるということですが、一遍には無理かもしれませんけども、学校の教育施設、太子町の小学校本当に同時期ぐらいにこう傷んできておりますが、ただ本当に学校授業をしているときに地震が来て崩れるようなことがあれば困るわけで、県や大きな市も慌

てて耐震の工事を進めておるようなことも見受けられますが、学校の安心・安全というのはやはり急いでいただきたい部分があるなというふうに思いますが、実際地震が起きた場合に逃げ場所に困っても、重要な施設ばかりつぶれてるよってということでは本当に困ってしまうなと思いますし、また太田地区の方の住宅が建て並んでおるところはどこに逃げるのかなというぐらいに田んぼも埋まってきてると。そういった全体的な土地のつくりの中での逃げ場所をどうこれから確保していこうとしてるのかというのを説明いただきたいなということを、次の安全で快適に暮らせる防災の救助拠点という安全確保っていう部分とあわせて、もう少し詳しく説明をいただきたいなと思います。

それから、伝統的文化の継承というのは、実際にかかわるその人々が、文化ということは昔からの流れで変わっていくことも文化でありますし、守っていくことも文化であるわけですが、その取り組みの中にお金だけの支援とか、国や県の形の中の流れの中での補助体制やそういったことの支援だけではなく、町の文化として守っていく姿としてどう示していくのかという部分をお答えいただきたいなというふうに思います。

文化会館の活用については、さまざまな形で努力されているのかなと思う部分もありますが、今回はここは担当の委員会でもありませんで、また改めてということで、もうここは聞くことはやめたいと思います。

それから、先ほど言った防災の拠点についてですが、観光資源ですね、町並みの景観。町を走っておりますと、例えば歩道と危険な溝を区切るガードレールとかそういった仕切りのものですね。あちこち場所によって形も違いますし、太子町としてはこういう形で一貫したものでつくってるんだというのが見にくいような気がするんですが、そのあたり今後景観の統一性についてはどのように考えておられるのかなと思うところもあります。

また、古いもののチェックですね。古いも

のがかなり今の状態ではその役割をすべて満たしておらないものも出てきておるのではないかなと思うところがあります。そういった今後の景観を再度建て直す部分においても考え方をどのように持っていくのか、お聞きしたいなと思います。

水道の業務委託については、また所管の委員会でございますので、詳しくお聞きさせていただきますなと思います。

それから、商工業の発展ですが、大変地域の商工業の方々というのが目立つ方もおられますし、ぱっと入ってくると、太子町に入ってくると目立ちにくくなっているところもあるのかなと。これはどこに行っても大手の方が目立つような営業戦略によって難しくなってるのかもしれませんが、ただ太子町の商工業ということを考えるときに、商工会だけに任せるのではなく、町としても商工会の意見を吸収して、大手のフランチャイズ的なものと、また地元にもともといる方々との話し合いもできるような、太子町の中でまた一つの会があってもいいのではないかなと思います。そのあたりの考え方をお聞きしたいなと思います。

それから、美しい景観、機能性を備えたまちについてですが、道の整備、先ほど言った景観の部分とあわせてですが、行きどまっている道であったり、中途になっている道に対する対応についての説明を求めたいなというふうにも思います。

それから、交通機関の確保については理解いたしました。ただ、駐車施設のことについてお答えをいただいておりますが、今後の駐車施設の展開について、役場が持っているもの、また借地としてあるもの、どのように考えていくのか、説明をいただきたいなと思います。

それから、最後の住民参加の促進という部分ですが、これは先ほども申しましたように、情報の提供の今後の形をもう少し強化していただきたいということは再三言っておるわけですが、アンケートをとるという形が私

はそれはすばらしい取り組みだなというふうには思っております。ただ、その中身についての生かし方、またそれについての公表の仕方もさらに住民と一体感を持つような取り組みの形で生かしていただけるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、職員のやる気ですが、みずからの主体性を反映していくと。まさに地方自治体もみずからの主体性がこれから反映されていく部分があるのかなというふうには思っておりますが、個人に求めていくことと同時に、受け入れる町長としてはどのような行政マンが高い評価を得られるのかとお考えなのか。例えば、近隣の市では国や県から助成金を取ってくる政策を打ち立てた者に対しては非常に評価を高く持ってるというようなことを、つい最近新聞記者と2人でゆっくり話をさせていただいたところもございます。町長は、こういった職員を求めるのでしょうか。再度お答えいただきたいと思います。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） まず、経済財政改革2007の関係でございますが、やはり国のとらえておりますいろいろな面で、我々もそうしたところを十分に取り組みに反映させていかなければいけないと、このように思っております。やはり国も地域があつての国ということでございますし、それぞれの町にはそれぞれの方策等もございます。その体制づくりにつきましても、やはり公有的な面が見られると、このように考えております。

我々もそうした中で、まちづくり協議会、そしてそうした関連のある皆さん方とも協働しながら、こうした取り組みについての検討は十分前進させていかなければならないと、このように思うところでございまして、やはり皆さん方がこの町に住んでよかったと言えるようなまちづくりを考えていきたいと、このように思うところでございます。

そして、次は行政評価の件でございますが、こうした内容につきまして住民の意見も取り入れるべきではないかというご質問であ

ったろうかと思うんですが、やはり私どもは町職員だけでこうしたことはなかなかすべてができるかという難しい面もございますし、その中で町民の皆さん、またいろいろな役員の皆さん方にもそういうところをご指摘等を受けながら、考え合わせていかないといけないと、そうしたことは私はやぶさかではないと、このように考えるところでございます。

それから次に、ボランティアの体制づくりでございますが、ボランティアの活動支援、私自身ボランティアという名前、名目、それからこの活動、その支援のあり方ですね、なかなか紙一重難しい点もあると思うんですが、余り行政がどんどん中に入っていく、そのボランティア本来の活動を阻害することもあるのかなものかというふうに思いますが、側面からそうした面は十分考え合わせて活動の支援を行っていく、また体制についてもあらゆる面で取り組みをさせていきたいなと、このように思います。

この中では、行政から投げかける分もございましょうし、NPO法人また企業、労組、そうした方々の立ち上げもあると思います。また、団体からの立ち上げ等も考えられるのではないかと思います。そうしたところは十分連携を図ってやっていきたいなと、このように思います。

それから、もう一点、次に教育施設の件でございます。おっしゃるとおり、この太田小のトイレの改修といいますが、トイレがまだそうした現状でどこに原因があるのか、一度私も教育委員会と十分連携を図りながら取り組みをさせていただきたいと思います。

私がよく行かせてもらったときには、運動場の南の屋外トイレですね、その件ではご要望はたくさん受けておったんですが、この太田小の校舎のトイレ、ちょっと抜かっておりました。一度また細部にわたって見ていきたいと、このように思います。

それから、この教育施設、やはり大きな震災等々、災害等におきましては、避難所とし

ての機能も発揮していかなければなりません。そうした中での耐震改修は優先度等を考え合わせながら、また財政面でも十分にらみ合いながら取り組みを図っていききたいと、このように思います。

それから、伝統文化の継承についてもご指摘を受けました。やはり守るも文化、また変えるも文化、それはいろいろな面でそうしたところは重要であろうとは思いますが、しかしその時代時代に適応できるかという、これは地道な活動も必要ではないかと、このように思うところでございまして、そうした面は今活動をなさってる皆さん方とも協議、また話し合いを持ちながら守るべきものは守っていき、また新たにこうした点を変えていこうという面は変える必要もあるんじゃないかと。

いろいろな先ほど私が申し上げました、祭り一つにいたしましても、やはり同じ形態でやっておりますと、なかなか今の時代に即してるかというところでもない面もあるかと思ひますし、反面やはり核にするべきものはしっかり守らなければいけない、そこらは十分あわせながら考えさせていただきたいと、このように思います。

次に、道路関係で歩道と車道の関係、また歩道と水路関係でのそうしたまちまちな施工等の取り組みがなされておるという件でございます。私自身もそうした点、一本化というのも難しいんじゃないかなと、このように思います。その場所場所についての強度の対応とかそうしたものも考え合わせなければいけない。

そして、特に昨今、北の方へ行きますと、穴栗市の方では間伐材を使用した防護さく等々も取り入れられております。反面、価格的にはちょっとお高いというようなこともございまして、そうした強度面また耐用年数等もあわせながら、若干統一化というのは難しいんじゃないかとも思ひますが、一度考えていききたいと、このように思います。

それから、商工関係でございますが、これ

は大型店と地元商業者等の連携したそうした会議、今私も何とか一本化できないだろうかという思いもするところでございますが、なかなか難しゅうございます。と申しますのも、張りついておる大型店舗、その支店長さんといいますか、そういう方々にはそこまでの権限がないといいますか、本社へ問い合わせなければいけない。そして、本社の決裁をもってやりますと恐らくだめであるという回答が多いというようなことも聞いております。何とか商工会への加入という促進もお願いするところでございますが、そうしたこともなかなか難しいというところで、我々も端的にはほうっているということではございませんが、でき得る限り商工会の方へは情報提供もさせていただきながら取り組みをさせていただいております。

この商工、商業、工業の關係に、いずれにしましても難しいといいますか、そうした点があるかと思ひますが、でき得る限り連携を図りながら取り組みをさせていただきたいと思ひます。

駐車施設関係でございますが、この取り組みもなかなか、用地確保、それとかその地域地域、設置する箇所によってはその機能性、そうしたものも必要ではないかと思ひます。ふんだんにそうした駐車スペースを確保できれば最良ではございますが、用地等々の問題、それからその利用性等も考慮しなければならぬと思ひます。できる限りそうした予防と申しますか、利用の大きいところにつきましてはそうした関連との協議を進める中で確保をしていかなければいけないと、このように思いますので、またご指導等も賜りたいと思ひます。

アンケート調査についてでございますが、この中身等々は、今先ほど申し上げさせていただきましたが、このいろんな面での協議でございます。ここらは担当課とも十分協議をさせていただき、この計画の基礎資料に活用できるような内容でもってさせていただきたいと考えておりますので、慎重にその設問

等々についてもプロジェクト等でも考えさせていたきたいと思います。

こうしたアンケート、何も行政だけで独自にやっていくということも考えてはおりません。そうした意見は、できる限りお聞かせ願って、取り入れをさせていただきたいと、このように思います。

それから、この評価の関係、職員のやる気という点等についてでございますが、今いみじくも国の補助等々を獲得した職員が評価が上がるというようなこともおっしゃってあったところでございますが、私はそういう方面に精通する職員もあり得るだろうと。これが絶対に新しいもので、補助っていいものは大体メニューに載っております。それがいかに幅がとれますか、その範囲で上限はあろうと思いますけれども、大体そのメニューは決まっておるものと思いますし、また特にまちづくりや何かにつきましてはそうした今アイデアといいますか、職員のアイデアが補助に乗るかどうかなというようなことは考えられようと、このように思います。

だけど、そうしたもののだけではなくして、私は町全般のそれぞれの職務を遂行していく中で、前向きに一つ一つ与えられた職務をいかにやっているか。また、昨今特に町民とのそうした接点、そこらも考えてやっているか、大きい広い枠でとらえて行っていきいたいと、このように考えております。

以上でございます。よろしく願いします。

○議長（北川嘉明） この際、暫時休憩します。

再開は午後 1 時とします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後 1 時00分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 午前中に引き続き、午後も先輩議員も控えておられますし、議案も盛りだくさんございますので、細かいことはほか

の場面で意見を交換していきたいと思いますが、とにかく財政的な面での苦しい状況の中というのは、ほとんどの地方自治体、また国もそうですが、何かと思いきやに行かないこともございますが、今年は町長選挙もございます。20年度は町長、2期の集大的な形を示す形がどこにあるのかということも思うわけですし、また3期目どうされるかということで、その中につなげていきたい思いもこの中に含まれていっておるのかなとも考えますが、そのあたりの説明と考えをお聞きしたいと最後に思います。

また、最近太子町という町は事件がありましたし、信用的に失いやすいことを失ってしまいがちな状況がある中での住民との関係構築の工夫、やはり声を大きく小さく、小さい声を聞いていく努力、大きな努力をしていたき、地域の持つ可能性を引き出していただき、行政が持つ可能性を大きく展開していただくためにも、ここにも経済財政改革の基本方針でございますが、国も地域に対して自分たちも同じような中で地域再生総合プログラムというのもちょうど1年前ぐらいに立ち上げて、約200幾つでしたでしょうか、たくさんの諸施策をいろいろと展開し、考えておられるようです。その中のものも各担当課が工夫できないかということも検討をまたしていただきたいなと思います。そのあたりをお聞きしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

2期集大成ということでのご質問でございますが、やはり私自身は就任当初からもう大体の大きな施策等々は、またハード面についても整ってると、このように考えております。それをいかに長い間活用していくかと、そしてまた中身の問題に入ってくようと思っております。そうした中で、こうした全国的に財政的に厳しい状況下のもとで、しっかりとしたコンパクトな行政執行をやっていきたいということで、今まで取り組みをさせていただいております。

その中では、やはり先ほども出ておりましたように、一人ひとりの負債額等も減らしていこうということで取り組みをしているところでございますが、財政調整基金の問題にも触れていただきましたが、私はそうした起債等々、お一人の債務につきましても的確に額を減らしていく、調整基金だけの問題ではないと、このように考えております。

しかしながら、やはり今まで環境整備、下水道整備に多額の投資をしております。それもおおむね完成したと、完備できたなという思いでございますが、今後はその支払公債費についていかに減らしていくかというところに来ておろうと、このように思います。22、23年がピークになってくるのではないかと。そこらもしっかりと見きわめて、やはりそうしたところは町民の皆さん方にも十分説明責任を果たして取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（北川嘉明） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 ほかにも答えていただきたいところも質問としてはさせていただいたつもりではございましたが、幸い太子町議会は毎月常任委員会も行っており、確認をさせていただく場面が今後多々あるかと思っておりますので、そこでも行わさせていただきたいと思いますが、とにかく国が行っていく施策の展開におきましても、さまざまな資料等を見ますと、町が生き残るためのヒントがたくさん隠れているようなことを感じるところもございます。

また、そうならないような状況というのが国の行い方の中には感じるところもあり、微妙な感じ、感覚を得てしまうこともあるわけですが、住民の声もっともっと近くに持っていただき、信頼回復をしていただき、太子町を住んでよかったと町長が言っておられるものにしていける努力が目に見えますよう、お願いを申し上げておきます。

以上で上山隆弘、総括質疑を終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で4番上山隆弘議

員の総括質疑は終わりました。

次に、13番村田興亞議員。

○村田興亞議員 13番村田興亞。通告に従いまして、総括質疑をいたします。よろしくお願いいたします。

まず、第4次太子町新行政改革大綱のもとに自主財源の確保に努め、スリムで効率的な行政運営の推進を図ることを最優先課題として、行政評価の手法を用いて事業の重点化、適正化を進めて行政課題に柔軟に対応できる財政基盤の強化を図ることであると、このことで平成20年度の一般会計83億6,915万1,000円、7会計、その他企業会計の予算総額が151億6,479万1,000円で予算が組まれています。

まず、そこで順次お尋ねしてまいりますけど、まず行政評価のシステムについて政策の施策、事務事業のそれぞれにおいて行政活動を実施した結果、目指していた目的に対してどれだけの成果が上がったのかを客観的に把握、評価して、その結果を次年度以降に反映させていく仕組みであるというのが行政評価でありますけど、私も過去にも一般質問で行政評価のシステムを取り入れてはどうかということもただしたことございますけど、今回こういうことが町長の施政方針にも出ておりますけど、先ほどの総括質疑の方もありましたけど、もちろんそういう行政大綱に基づいて年度ごとの事業評価はあろうかと思っておりますけど、具体的な取り組みをお願いしたいと思います。

それから、2点目、財政基盤の強化について、主な改革項目で自主財源の確保で健全な財政運営を維持するために、都市計画税の導入を初め新たな歳入の確保に向けて検討するとありますけど、都市計画税の導入については実施計画で22年度とあるわけでございますけど、これは住民に対して過大なる負担になり、慎重な対応が必要と思うわけですけど、それについてはいかがであるか、お伺いします。

町税、または上下水道の使用料、保育料の

納付に対する意識啓発や滞納者に厳正なる対応、そして徴収体制の強化を実際的に効果を上げるためには抜本的な対策が必要と思うが、その取り組み内容について問います。

それから、3点目は健康でいきいきと暮らせるまちづくり、平成20年度より新たに75歳以上の対象となる後期高齢者医療制度が開始されるわけですが、今年度予算に2億8,643万8,000円計上されているわけですが、75歳以上の後期高齢者についてその心身の特性や維持、それから生活実態を踏まえた医療制度として創設されるわけですが、これは非常に高齢者に対して弱い者のしわ寄せ感が強いわけですが、そういう意味で、十分な配慮と理解が必要だと思います。今回太子町の広報にもページを割いて後期高齢者についての住民に対する周知もされておりましたが、まだまだやはり一般の町の声、あるいは世間の声を聞かなくても、これに対しては非常に戸惑い、それから高齢者に対して非常に負担があるというようなイメージがありますので、その辺についての配慮、あるいは町としてどう取り組むかを説明をお願いしたいと思います。

それから、西播磨児童デイサービス事業を本年の4月より開始して、専門職による質の高い療育を提供するとあるわけですが、具体的な内容をお伺いします。

4点目には、豊かな人間性と創造性をはぐくむまちづくりの教育施設の整備、あるいは学校給食共同調理センターの20年度の事業手法の検討とあるわけですが、今回の給食調理センターにつきましては洗剤混入事件が大変残念なことであります。この事件を踏まえて、食に対する大事な問題であります。今後、危機管理、職員の教育、安心・安全の給食にどのように取り組んでいけるのかをお伺いしたいと思います。

もう一点、安全性では、安全で快適に暮らせるまちづくりとしては、安定した生活水の提供、水道事業の健全化のための今回料金改定もなされたわけですが、今後さ

らなる財政体質の改善に向けた水道事業の一部委託の検討ということもあるわけですが、給水も食と同じように人間の飲み水であり、最も安全・安心が要求されるわけですが、この辺についての取り組みもお伺いしたいと思います。

それから5点目、豊かな緑に抱かれた活気あふれるまちづくり、農業基盤の整備で、集落営農組織及び認定農業者の確保、育成のために支援するとあるが、農業者の後継不足、若者の農業に対する理解を含めての取り組みを問うわけですが、

それから6点目、美しい景観に機能性を備えたまちづくり、市街地整備の推進でJR網干駅地区の周辺の整備を図るため、21年兵庫県都市計画審議会の諮問に向けて、これからその作成に住民の意見も反映して、ぜひ必要があると思うわけですが、その辺についての取り組み内容を伺います。都市計画道路、あわせて揖保線の工事の進捗状況もお伺いします。

7点目、自治と連携による力強いまちづくり、支え合い共生する住民主体のまちづくりで、住民相互に支え合い、触れ合いのある地域づくりを進めるためのコミュニティーの活動を支援して人材の育成とあるが、太子町も団塊世代が増えているわけですが、この人たちに対しても生きがいを持ってもらうために支援することが必要と思うが、いかがでしょうか。

人事評価制度を実施して、人事の活性化、職員のやる気を喚起のできる人事制度を構築するとあるが、この評価制度についても、職員の勤務の実績並びに職務に関連して見られた職員の性格、能力及び適性を記録して、これらを職員の指導、監督の有効指針とするとともに、人事異動その他人事の行政運営上、公正な基礎資料として活用し、職員の能率の発揮を図るべきと思いますが、具体的にそういう人事評価も含めてはどのようなプログラムを計画されているか。

以上、お伺いしたいと思います。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えします。

まず第1点目でございますが、議員もご指摘のとおり、行政評価とは、実施している個々の事務事業を行政みずからチェックし、達成した成果を客観的に把握することによりまして、事業効果や手法、効率性等を点検、また次年度以降の事業実施に生かそうとするものでございます。

先ほどの上山議員の質問にもお答えしたとおりでございますが、本町におきましては20年度の本格実施を目指して評価システムの構築作業を進めておるところでございます。総合計画に掲げている各事業を評価の対象といたしまして、各事業の成果、達成度を成果指標といたしまして、数値で明らかにすることによりまして、事業効果は予定どおりあらわれているのか、また事業手法や効率性に問題がないかという点を点検、評価することにより、次年度以降の事業実施に生かしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。それぞれの担当課で検討を行うとともに、試行実施によりまして問題点を抽出、改善して、より実効性のある行政評価システムになるように努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、都市計画税の導入についてでございますが、もうこれは議員さん各位も既にご承知のとおりで、非常に私も大きな問題であると、そのように考えておるところでございます。慎重な上にも慎重に、どうするかということを考えていかなければならないと、このように思っております。今ここで端的に軽々しく申し上げることはできませんが、どういう方向性になるか十分に考え合わせて、実施、導入をするか、導入に向けての取り組みを町民の皆さんにも、こうすることで導入していくんだということがはっきり説明できるように考えさせていただきたいと、このように思っております。

次に、町税等々の関係でございますが、これはやはり定められた納期までに自主的に納

めていただくことが原則でございますが、現実的には納期後の督促状や催告書により納付されるケースも多くございます。18年度決算では、町税では4億1,800万円余りの収入未済が生じておるところでございます。今年度から納期内納付を推進するために延滞金の徴収を予定しておりまして、現年度分の徴収率の向上に向けて、そうした取り組みをしていきたいと考えておるところでございます。

滞納繰越分につきましては、分割納付者の納付状況の管理、また財産調査等を積極的に進めていきまして、悪質な滞納者に対しては預貯金等を中心に差し押さえの実施をしていきたいと、このように考えております。しかしながら、一方では生活弱者と申しますか、納付能力のない滞納者につきましては、そうした状況を的確に把握していきまして、滞納処分の停止もやむを得ないという考えでもって対応していきたいと、このように思いますが、何分厳しい財政状況下で、徴収率の向上に努め、そしてやはり自主財源の確保に努めていきたいと、このように思っております。

次に、上下水道の使用料の徴収強化につきましてですが、この使用料の徴収、これは今職員1班2名の5班体制を昨年12月から立ち上げまして、そこに嘱託職員1名を加えて未納料金の収納に努めておるところでございます。留守がちな家庭等には休日に戸別訪問いたしまして料金の回収を図っておるところでございます。逆に悪質滞納者に対しましては給水停止処分を実施しながら徴収に努めていきたいと、このように考えております。そうした中、やはり誓約書等々、また支払い計画等につきましても、そのケースケースによって対応をしていきたいと、このように思っております。

次に、高齢者の医療の確保の関係でございますが、この法律によりまして本年4月1日から後期高齢者医療が始まるところでございます。もう既にご承知のとおり、この法律は国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計

画の作成及び保険者による健康診査を実施し、国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としておるところでございます。

高齢者医療制度の改正は昭和57年の老人保健法の制定以来で、後期高齢者医療ではすべての被保険者に保険料の納付義務があり、低所得者には保険料の軽減があるものの負担を求めているところでございます。この医療制度は、今後ますます増大することが見込まれる医療費に対しまして、現役世代と高齢者の負担を明確にいたしまして、また世代間で負担能力に応じて公平に負担することと、また公費を重点的に充てることにより国民全体で支える仕組みでございます。後期高齢者医療は医療費の増加が予想されることから、被保険者の保険料負担のみならず現役世代の負担も増加するものと、このように思っております。

後期高齢者医療制度の概要については「広報たいし」でお知らせしておりますが、制度が複雑でございまして、高齢者の多くが理解されていないのも現状ではないかと、このように思っております。3月に後期高齢者医療についての出前講座の依頼も2件ございました。この医療制度の周知には十分に対応し努めていきたいと、このように思っております。

また、この後期高齢者の健康診査でございますが、広域連合には健康診査を実施できる体制がありませんので、住民への利便性を考慮し、各市町で従来どおりの受診ができる機会を設けていかなければならないと、このように考えております。健康診査の項目は、糖尿病等の生活習慣病の早期発見のための健診といたしまして、75歳未満の特定健診の項目のうち必須項目を実施していきたいと、このように考えております。

健康診査の周知を図り、健康でいきいきと暮らせるまちづくりに努めていかなければならないと、このように思うところでございますので、それぞれの皆様のご理解を賜りた

いと、このように思っております。

次に、西播磨児童デイサービス事業についてでございますが、現在療育は市町の事務となっております。質の高い療養事業を実施するため、西播磨4市3町が共同して取り組んでいるところでございます。

18年6月からは毎週1回、医師、心理士による相談、評価を先行的に実施いたしており、19年度は施設整備に着手いたしております。さらに、20年4月からは、完成した新しい施設を使用いたしまして、本格的に障害児を対象といたしました児童デイサービス事業を開始していく予定でございます。

具体には、非常勤ではございますが、医師、心理士を配置いたし、常勤の理学、作業、言語の各療法士に加えまして、経験豊富な保育士等を配した機能訓練付の児童デイサービス事業を実施していこうと、このように取り組んでおるところでございます。

施設の運営は、林田町で鈴ヶ峰という児童デイサービス施設、また姫路市の蒲田で広畑学園という児童養護施設を運営し、児童福祉の分野でも実績のある社会福祉法人あいむに運営を委託することとしております。

委託料につきましては、西播磨4市3町が均等割30%、人口割20%、利用児童数割50%で案分して、この事業を軌道に乗せていきたいということで、それぞれ確認をしているところでございます。

次に、給食センターの今後の危機管理、また職員の教育、安心・安全の給食等につきましてでございますが、給食センターの今後の危機管理につきましては、早急に危機管理マニュアルを作成の上、徹底を図っていききたいと考えております。

職員教育につきましては、4月からの調理業務の民間委託も踏まえまして、事務所内にはもちろんのこと、調理受託業者である業者とも共同して教育を徹底的にし取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、安全・安心の給食に対する取り組みにつきましては、従来から県が作成しており

まず学校給食衛生管理マニュアルと今回作成いたします危機管理マニュアルの徹底を図ることによりまして安全・安心の給食を提供してまいりたいと、このように考えております。

水道業務の委託につきましてでございますが、先ほど上山議員の方にもお答えさせていただきました。現在の水道事業体における業務効率化、またコスト削減等による経営の健全化がより一層求められております。民間への業務委託、また水道事業体組織のスリム化等につながる方法の一つとして今注目されており、既に多くの事業体で実施され大きな効果を上げております。それぞれの分野での取り組み、委託等につきましても前向きに効果があると考えられますので、取り組みをさせていきたいと、このように思っております。20年度におきましては、これらの事業効果が得られるような委託内容の協議検討、そして12月には試行期間を予定いたしておりますが、これはプロポーザルの準備から実施までの期間を考慮して考えていきたいと、このように思っております。

次に、緑豊かな件でご質問をちょうだいいたしております。

農業を積極的に推進するために、今後はやる気のある農業経営者を育成する必要があると思います。19年度より国が講じております品目横断的経営安定対策では、太子町内では3名の認定農業者と1集落の特定農業団体が対策に加入されたところでございまして、この4月には上太田においても新たに集落営農組織が設立される予定でございまして、今後も継続して、未加入の小規模農家及び集落に対しまして、地域担い手育成総合支援協議会を中心といたしまして、集落座談会等の啓発活動を一層推進し、新たな担い手の確保、育成に努めていく所存でございます。

また、この認定農業者育成支援対策としましては、県農業改良普及センター主催事業など等を活用いたしまして支援を今現在行っております。このように、農業経営全般につい

て行政の立場からバックアップできる部分は行い、特に若者が農業に興味を持てるような施策や情報の提供を今後も行ってまいりたいと思います。しかしながら、今農業といえますとなかなか厳しい時代に入ってきておりますので、そうした組織的な取り組みが必要になろうと、このように考えております。

続きまして、ＪＲ網干駅周辺整備についてでございますが、今現在計画の熟度が達しておりますＪＲ網干駅西南地区の土地区画整理事業の都市計画決定として、区域会の決定、特定保留解除、市街化区域への編入、用途地域、また地区計画の種類がございまして、関連都市施設として都市計画道路龍野線と山陽本線との立体形式、幅員の決定、龍野線と網干線の交差点位置の決定などがございます。方針でも述べておりますように、平成21年2月の県の都市計画審議会へ諮問するための手順といたしまして、関係機関との調整を終え、素案の縦覧を行い住民意見を聞く、かつまた住民説明会によりまして意見を聞くという2段階により町民意見反映の場を設け、合意のもとに都市計画を進めていく手順で進めております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、都市計画道路揖保線の進捗状況についてでございますが、これはもう提案説明等でも、また一般質問でもお答えさせていただいておりますとおり、地権者の皆さん方のご協力によりまして平成20年2月末現在で用地の取得率が95%と事業促進が図れたものでございまして、21年度予定の工事を20年度に前倒しするとともに、引き続き残りの用地関係、墓地移転、そうした交渉を続けまして、平成22年度末の完了を目指してやっていきたいと、このように考えております。

次に、支え合い共生する住民主体のまちづくり、住民相互に支え合い、触れ合いのある地域づくりを進めるためには、住民が協働のできる機会と場を提供することだと考えておるところでございまして、この前の議員さんにもご説明させていただきましたが、昨年

11月に開所いたしました学習センターのように、地域ボランティアの皆さんとの協働で子育て支援を行っているところでございます。

また、防犯グループ、そして皆さんによる地域の安全・安心が図られるだけでなく、住民相互のコミュニティの促進にもつながるものと、このように考えております。

新年度におきましては、食と農を結ぶクラスター事業を実施いたしまして、地域住民による栽培から調理までを行い、生産者と地域住民の協働による地産地消や食育を推進するものでございます。

また、本町では特別指定区域制度を活用いたしまして、地域独自のソフト事業や土地利用計画の策定を行いまして、住民がみずからのまちづくりを進める地域に対して支援を行っているところでございます。こうした点、よろしくお願いいたしますと思います。

次に、人事評価制度についてでございますが、もう上山議員の質問にもお答えいたしましたとおり、人材育成の観点から目標設定、また自己評価、育成指導、面接を通して職員的能力開発、やる気の喚起を行うものでございます。平成18年11月から昨年9月末までの間、第1次試行、第2次試行、第3次試行を実施いたしまして、その制度の公平性、客観性、透明性、納得性、信頼性の向上に努めているところでございます。現在、管理職職員は本格実施、それ以外の職員は第4次を実施いたしておるところでございます。

この内容といたしましては、第1次試行においては、管理職員を対象とした能力評価、そして第2次試行においては、管理職員を対象といたしました能力及び実績評価を行い、また第3次におきましては、第2次に加えて管理職職員以外の職員的能力評価を実施し、現在第4次として全職員を対象とした能力及び実績評価を実施いたしておるところでございます。制度としての人事評価システムは職員にとって初めてのことでございます。ふなれな部分もありますので、試行結果等の検証を行うとともに、評価者研修、被評

価者説明会等によりまして評価制度の理解を深め、制度の公平性、客観性、透明性、納得性、信頼性を高め実施していきたいと考えておるところでございます。評価結果の活用につきましては、現時点では評価結果を本人に示す育成指導面接において活用いたしております。その中で評価を受けた職員の話を聞き、能力開発や意欲の向上につなげたいと、このように考えております。また、適材適所の観点から、本人の能力や適性に応じて人事異動等の資料としての活用も考え合わせておるところでございます。給与等への反映につきましては、勤勉手当の成績率に反映し、今後評価制度の信頼性を高め、昇給、昇格にも反映させていく予定で準備を進めておるところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

○村田興亞議員 ありがとうございます。3点だけ、ちょっと確認させていただきます。

まず、今いろいろと町長からの説明もありましたけど、特に町税とかそういう滞納に対する徴収体制については差し押さえ等という検討もありましたけど、今までもそういうことも言われ、また県の方からの指導等もして特別体制でやられたわけでございますけど、今までよその市町村ではその差し押さえ物件、具体的に実行し、そしてそん中で競売にかける、あるいはオークションにかけるとか、そういうことも近隣も出ておりましたけど、やはり具体的に悪質な人についてはやっぱり公正に税金を納めてもらわないかん。これは国民の義務でもありますから、そういうことも今までと一歩進んだ形での取り組みというのも、税の徴収、やっぱり歳入の確保でございますから取り組まなければならないと思いますけど、その辺についてもっと具体的にできるものかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、あとは給食センターの件につい

では、そういうマニュアル、あるいは安全徹底するということは大切だと思いますけど、一般質問等でも何人かの方で厳しい指摘もありましたけど、ちょっと私も気になってることをご披露、質問もしといておきたいと思うんですけど。

実は、2月29日の神戸新聞で、皆さんもご存じやろうと思うんですけど、同僚との関係に悩んで、太子町では騒ぎで上司の関心を持ちたかったと、これが給食、洗剤の混入ということで、職員の逮捕の一つの動機が言われてるわけですけど、ここに書いてあるのは、職場の人間関係に悩んで、騒ぎを起こせば上司が関心を持ってくれると思ったと、こういうことを供述してる。あるいは、同僚との折り合いが悪かった、上司に相談したが解決せず、関心をもらいたくてやったと。これは何気なしに書いてますけど、上司に相談をしたが解決をせずですよ。ほんで、本人は関心を持ってもらいたかったと。訴えてたというような感じになってますわね。センターには6人の正職員と23人の臨時職員が勤務してる。

こういう見出しで堂々と社会面に報道されたわけですけど、私も福祉文教常任委員会に所属して、この給食センターについては、やはり職場の人間関係、いじめ関係があるんじゃないかということで大分前から指摘させていただいたわけですけど、悲しいかな人間関係というようなことで現実に出ておりますし、あとは同僚との関係に悩むと。だから、先ほども答弁がありましたようにマニュアル、あるいは徹底して監視カメラ、いろんなことも必要だとは思いますが、やっぱり人間の心の中に踏み込んでやっていくと。今、学校教育、あるいはすべてのことについても、そういうカウンセラーということも必要だろうと思うんです。

今回はたまたま給食センターということで起こっておりますけど、私は太子町全体の、町長部局も含めて、こういう人間関係というものを、今回はそういう食に対するとかあり

ましたけど、これがいろんなことで事件、事故につながる可能性もあるかと思いたすけど、そういう全体の体制も見直すべきだと思いますけど、その辺についてはいかがでしょう。

それからもう一点は、今回施政方針演説が太子町首藤町長の方からなされ、20年度のが提示されたわけですけど、私もインターネットでホームページよく見てるわけですけど、直、最近ではきのう見させていただきまして、太子町のホームページ見ましたけど、町長の施政方針は19年度のがまだ載ってるわけです。やっぱり今20年度がこういうふうに議会で提示され、あるいは報道も新聞等もされてるわけですから、常に新しい、ほいで先ほども言いました後期高齢者とかいろんなことについても住民に知らせなければならないと。インターネットとかホームページというのは若い人が見るとこだけじゃないと思います。また、あるいはそういう人たちが見ても、自分の親なりそういう人たちに、やっぱり若い世代、働き盛りが言うんじゃないかと思うんです。私も自分のことながら毎日ホームページは更新しておりますけど、そういうふうにやっぱり動かなかったら皆も見えてくれないし、住民に周知徹底というのは広報だけじゃなしに、そういうことも必要やろうと思うんですけど、その辺についても見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えいたします。3点のご質問をちょうだいいたしております。

まず1点目は、滞納整理についてでございます。

もう既に議員もご承知のとおり、本年は県の滞納整理のご指導も仰ぎながらこうした取り組みに積極的に携わったところでございますが、19年度そうした指導のもとで財産の調査件数は440件を調査させていただいております。そのうち、差し押さえ件数14件、不動産4件、そして預貯金6件、給与2件、所得

税還付金2件、14件の取り組みをさせていただいたところでございます。そうした意味におきましては十分成果が出てきておると、このように考えておりますが、またこの新年度では一度インターネットでの公売、そうしたものも検討していきたいと、このように考えておるところでございます。やはり今、我々行政には自主財源の確保ということに重点を置かなければならないと、このように思っておりますので、そうしたところ慎重に対応させていただきたいと思います。

それから、本当に給食センターの件につきましては、議員の皆様方にも多大なご迷惑、また住民の皆さんにもご心配なりをおかけしたところでございます。再度、この場をおかりいたしまして、町の最高責任者としての立場から申しわけなく、深くおわびを申し上げたいと、このように思います。

その中で、議員ご指摘のございました職場の人間関係という報道もなされたところでございますが、以前からそういうことを耳にいたしておったこともございますが、しかし深いそうした関係がどこに潜在しているのかというのは、はっきりとってつかめなかったというのが現状であったと、このように思っておりますが、しかし、いかにしても、どこの部署にもそうした人間関係で悩む職員はあるのではないかなという思いもいたすところでございまして、私もその報道がなされました5時前に全職員を集めまして訓示を行ったところでございます。その中では、やはり管理職が十分にそうした職員間の問題等々にも目を配らせていっていただきたいと、そして相談等にもものっていただきたいということで訓示をしたところでございます。そうした点、こうした職場関係、一番大事な問題であります。しかし、その反面、そうしたことがあるからといって、ああいう手法に出たというのは、私は地方公務員としては、ああ、いかなものかというふうにも考えます。その人物の質、そうしたものはしっかりと問わなければいけないと、このように思い

ますが、この件につきましてはまだ私もそこまで本人からのあれは聞き及んでおりませんし、はっきりしたことは分かりません。報道関係者にも聞きますと、どこから出たとも申しませんし、司直の方からでもないというようなことも言っておったと、このように思います。また、そうした面、いずれにいたしましても、あってはならないことでございます。今後も徹底して職員管理、また教育、そうしたものに努めていきたいと、このように思います。

それから次に、今ご指摘いただきました、この施政方針なりそれぞれの取り組みについてのホームページの公開、ネット公開、まだなされてないということでございます。この件につきましては、速やかにそうした作業に入るように指示をし、早く町民の皆さんに知っていただけるように再度指示をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（北川嘉明） 村田興亞議員。

○村田興亞議員 あと、いろいろ細かいことについては、これは予算委員会、特別委員会でございますので、そちらの方でまたいろいろと指摘もあろうかと思えますので、今年度のこの予算がそういうことで、今町長の答弁にありましたように、この施政方針の骨組みに基づいて的確にそれが実施できるというようなことを期待しまして私の総括質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で13番村田興亞議員の総括質疑は終わりました。

次に、5番服部千秋議員。

○服部千秋議員 では、失礼いたします。通告に従いまして質問をさせていただきます。

施政方針は行政の取り組みの特に重点的な部分を言われておると思いますので、施政方針の中で以下の点について質問をいたします。

政治は住民の生活の具体にかかわるものですから、理念的にではなくて具体的にお答えをお願い申し上げます。

1、スリムで効率的な行政運営の推進を図ることを最優先課題とし、行政評価の手法を用いて事業の重点化と適正化を進めるとしているが、その具体の進め方についてお尋ねします。

(1)スリムで効率的な行政運営とは、具体的にどのような日々の活動を行おうという意味でしょうか。組織の面、日常業務の面からお尋ねいたします。

(2)行政評価の手法を用いて事業の重点化と適正化を進めとありますが、行政評価をどう具体に進めるか。事業の重点化と適正化をどのように判断して、どのように重点化と適正化を進めていくか。先ほど来、同僚議員がこの点について質問しているわけですが、特にどのように重点化と適正化を進めていくのかについてお答えいただきたいと思います。

2、行政への積極的な協働を町民からいただきながら元気な太子づくりを進めていかなければなりませんとしておられますが、それを具体にどのように進めようとされているか、町民からどのように協働をしていただこうとしているか、具体の答弁を求めます。先ほど来は子育て学習センター、防犯グループ、放課後子ども教室を挙げて述べられているわけですが、そのほかのことについてもどのような姿勢で協働をともに働く、協働をされていこうとしているかについて具体の答弁を求めます。

3、効果性、緊急性、優先度等の観点から厳しい事務事業選択に取り組むとされていますが、具体的にどのように進められるのか。

4、健康の保持、増進に努める必要がある人に対して特定保健指導を実施するとありますが、具体にどのように進めようとされるのか。これにかかわる予算は幾らか。

5、高齢者の健康づくりを支援するとありますが、口腔機能教室、栄養改善教室の開催等、高齢者の健康づくりの支援について、本町がほかに実施する事業がもしあるのであれば、その具体名をすべて挙げられたい。また、ほかに実施する事業がある場合、またな

い場合でも、高齢者の健康づくりを支援することに対する予算総額は幾らつけておられるか。

6、妊婦健康診査費用の一部を助成し積極的な受診を促進するとありますが、その具体と達成目標をどのように見ておられるか。

7、療育事業の中で、療育指導、相談等の地域療育等支援事業を実施し、在宅の心身障害児及びその家族の福祉の充実を図るとされていますが、その具体の進め方をお尋ねいたします。また、これに対する予算の総額は幾らでしょうか。

8、家庭児童相談のためのインストラクターを子育て支援センターに1名配置するとありますが、幼児・児童・生徒等さまざまな年齢の未成年の健全育成のために社会福祉課、教育委員会等の相談窓口、これまでもできてきているわけですが、この相談の窓口の充実も必要であると私は考えておりますが、この点いかが思われるか、いかが対処されるか。

9、こんにちは赤ちゃん事業の具体の進め方は。母子の心身の状況や養育環境の把握及び助言を、どのような資格を持っただれが行い、どのように行っていけるのか、その具体について尋ねます。

10、学童保育拡大に伴い、予算は昨年度と比べ今年度はいかほど増えるの見込んでおられるか。

11、総合学習に当たって、地域の人材を生かすように十分に住民への依頼等がなされているか。現在、学校現場に多くの方がご協力いただいているわけですが、ここで質問しておりますのは、大人が子供に教えることの大切さということを十分に町民にももっと知らせていただいてご協力をいただけたらどうかという趣旨で聞いております。

12、別室少人数指導員にかかわる予算総額は幾らか。また、どのような人材を充てるか。この事業の最終目標を対生徒の観点から見た場合、どのように目標の設定をしてこれをやろうとしているのか。

13、放課後子ども教室の充実と学校におけ

る総合学習との目的はどのように違うか。もちろん担当課が違うとか、時間的に違うとか、そういうことをもう学校教育の中とか、放課後はと、そういうことも分かっておりますけれども、最終的にどういうこと、何を目標に置いてこれをやろうとされているか。今後、何を目標において実施していこうとされているかをお願いいたします。

14、公民館において一層の活動支援に努めるとありますが、これに関する予算総額は幾らか。一層の活動支援とは具体的にどういうことをされようとしているのか。

15、人権学習の推進の中で、身近な生活の中から行動できる実践力を養うためにリーダーの養成や集落学習の充実を図るとありますが、具体的にどのようにリーダーの養成をされようとしているのか。どのように集落学習の充実を図られるのか。

16、スポーツ少年団などの活動団体の育成に努めるとありますが、具体的にどのように努められるのか。

17、小・中学生を対象とした、歴史や文化を学ぶ歴史探検隊の活動内容の報告をお願いいたします。また、どのように継続されていこうとしているのか、具体の説明を求めます。

18、文化会館自主事業の中で、地元アーティストへの活動の場の提供に幾らの予算を、また町民みずからが企画、運営する創造型事業の支援に幾らの予算を充てられているか。

19、住民参加型の実践的防災訓練を実施しとありますが、具体にどのように進められるのか。

20、各世代層に対する交通安全教室を行うとありますが、具体にどのようにされるのか。これにかかわる予算は幾らか。

21、水道事業経営の中で、さらなる財務体質の改善に向けた水道事業の一部委託を進めた検討を行い、種々取り組みを含めてまいりますとありますが、先ほど来この委託されようとする事業及び内容については、メーター検針なり、料金収納なり、滞納整理なり、転居された方の栓の開閉等のことを説明されて

いますけれども、それは分かりましたが、種々取り組みを進めるという点についてはどのような取り組みを進められるのか、具体的内容を伺います。

22、公共水域の水質保全を図るとありますが、どのように進められるのか、その具体的内容と、これにかかわる予算額をお答えください。

23、雨水整備事業で、雨水全体計画の見直しとありますが、具体にどのように見直していこうとされるのか。

24、経営改善普及事業及び地域活性化事業を継続し、総合的な地域商工業の充実に行政の役割を果たすとありますが、どのように具体的に役割を果たされていくのか、お答えをお願いします。

25、自然と共生していくことが実感できるまちづくりをどのように計画的に進めていくのか、具体の説明を求めます。機能的で住みやすいまちづくりを計画的に進めるとありますが、具体的にどのように進められるのか。

26、総体的な広報、広聴機能の充実を図りとありますが、具体的にどのように図られるのか。

27、コミュニティ活動等を支援し、地域を支えていただく人材の育成をどのように進めていくのか、具体に説明を求めます。

28、先ほど来これについても十分説明がされているわけですが、人事評価制度をどのように実施していくか。また、現在は上司が部下を評価する方式を当町はとっているが、部下が上司を見た観点を取り入れている公共の組織もあります。本町はなぜ取り入れていないか。取り入れるつもりはないか。部下のやる気を保障されているか。

以上、お願いいたします。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えいたします。

行政の組織のスリム化ということでございますが、スリムで流動的に対応できる組織への転換でございますが、高度また多様化する住民ニーズに即応し、そして目まぐるしく変

革する諸制度に対応していくには、やはり定型的な組織による確実な事務処理等を図るとともに機動的な組織運営が必要でございます。全庁的な政策課題が突出する状況下においては、部課という枠組みを超えた横断的な仕組みに構築する必要がございます。そのために庁議、部長会等で政策課題を検討し、また必要に応じてプロジェクトチームを立ち上げ、全庁的な視点に立って課題の処理に当たっているところでございます。

日常的な活動におきましても、新たな施策、事業を立ち上げる際、また既存の事務事業を見直す際の基本原則としまして、組織の肥大化を招かないこと、そして最少の経費で最大の効果を上げることが評価要素といたしまして、施策、事業の選択、適正化を行っておるところでございます。

行政評価としましては、実施しているおのおの事務事業を行政みずからチェック、そして達成した成果を客観的に把握することにより事業効果や手法、効率性等を点検いたし、次年度以降の事業実施に生かそうとするものでございます。

具体的な実施方法につきましては、先ほど上山議員、また村田議員のご質問でお答えしたとおり、20年度の本格実施を目指しまして、このシステムの構築作業を進めているところでございます。総合計画に掲げております各事業を評価の対象とし、各事業の成果達成度を成果指標として数値を明らかにすることによりまして、事業効果や事業手法、効率性を点検、評価していきたいと考えております。その結果、事業によっては効果が上がっていない、また効率性が悪い等の課題も出てこないかと思うところでございますが、それらの課題につきましては手法の改善を図り、最少の経費で最大の効果が得られるような事業にしていきたいと思います、このように考えます。

また、事業の優先度や投入できる財源等を見きわめながら、必要に応じて所期の目的を達成するための事業拡大を図るとともに、既に目的を達成した事業や必ずしも必要がない

と判断した事業につきましては規模縮小や廃止、休止も検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、この件につきましても今までの議員さんの質問でも申し上げておりますが、少子・高齢化の進行等によりまして社会保障費等の確実な増加が見込まれ、非常に厳しい財政状況が続く中で、元気な太子づくりの創出には町の若さとマンパワーだと考えております。幸いにも本町は県下41市町の中で高齢化率が16.9%と3番目に低く、また年少人口率、15歳未満でございますが、16.4%と2番目に高く、実質的に若くて元気な町でございます。

具体的な内容といたしましては、第1に団塊世代の退職者が多い中で、豊かな経験と技術を持った団塊世代の皆さん方のご協力が不可欠と考えております。

平成18年度に開催したのじぎく兵庫国体では住民サポート力の力強さを実感し、町が一つになりました。その中でも老人クラブ応援隊の活躍でございますが、誇りある、自立した、よいまちづくりを進めていく上では必要としないといけないマンパワーの象徴でございます。現在も各方面でご活躍されておりますが、今後におきましても活動場面の提供等の支援をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、昨年開設いたしました子育て学習センターにつきましても、地域の皆さん方のサポートによりまして、その場で活動され、そして若者の成長への手助けをいただいております。それぞれのサポーターが活動しやすいように、サポーターの募集やささやかな活動支援をさせていただきたいと、このように思います。

第2に、地域コミュニティの活性化でございますが、この件につきましては龍田校区が県の補助事業でございます県民交流広場事業に昨年10月に採択され、地域のコミュニティ拠点施設の整備、地域、世代間のコミュニティ事業の展開等さまざまな事業を展開

されます。この事業は地域住民の皆さんによる手づくりの活動で、まさしく元気の源でございます。今後におきましても、他の校区でもこの県事業に採択できるよう働きかけしていきたいと考えております。

そして、まちづくり防犯グループの結成でございますが、この活動につきましては、地域の犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して生活できる地域づくりをつくるため活動されていますが、現在69自治会中48自治会が結成されています。今後においても未結成の自治会へ働きかけをしていきたいと、このように考えております。

次に、効果性、緊急性、優先度の観点からの事業選択というところでございますが、これは予算編成の中で各課ヒアリングをするわけでございますが、その際に個別事業、ソフト、ハード面の必要性について議論し、財源も含め実現可能かどうかを判断していくものでございまして、現在取り組みをさせていただいております。

次に、高齢者の医療の確保に関する法律により本年4月から、40歳から74歳までの方に特定健診、特定保健指導が各医療保険者に義務づけられます。この特定健診は、新たに腹囲、おなかの周りの測定を加えることによりメタボリックシンドロームやその予備軍を見つけ出し、改善と予防に向けた支援を行う特定保健指導により健康を支えていこうとするものでございます。

健診受診後、健診結果や生活習慣から生活習慣改善の必要性のレベルを分け、判定通知をいたします。これは、腹囲が男性85センチ以上、女性90センチ以上の方、いわゆる内臓脂肪型肥満の方でございまして、脂質異常、高血糖、高血圧の症状をあわせ持つ状態の方を対象に、また喫煙状況も踏まえ、3段階に分けます。情報提供は健診を受けた人のすべてが対象で、一人ひとりに合った健康づくりのための情報を健診結果と同時に提供していきたいと思っております。

また、動機づけ支援につきましても、

個別面接で生活習慣改善のアドバイスを行いまして、半年後に実施状況を確認することとしております。積極的支援は個別面接などで具体的なアドバイスを行い、運動の実践指導や食生活などの健康に関する教室の開催や継続的、定期的な支援を行い、約半年後にこれにつきましても実施状況を確認していきたいと、このように考えております。

太子町国民健康保険のこれらの保健指導を実施体制の整った保健指導機関に委託をし、メタボリックシンドロームは長い期間をかけ改善し、さらに継続して、予防にも心がけていくよう推奨していきたいと考えております。

次に、高齢者の健康づくりの中で口腔機能教室等々についてでございますが、65歳以上の介護保険での要支援、要介護に認定されていない高齢者のうち、かたいものが食べにくくなったり、お茶や汁物でむせたり、口の渇きが気になるといった方を対象に、歯科衛生士を中心とした、口の中やのどの清潔を目的に口腔衛生状態の改善方法を習得していただき、食べ物や飲み物がうまくできるように摂取、嚥下訓練などの内容で、1期を月2回、3カ月間として年2期開催していくところでございます。

続いて、栄養改善教室でございますが、口腔機能教室と同じように介護保険で介護認定されていない高齢者のうち低栄養状態のおそれのある高齢者を対象に、管理栄養士を中心として個別の食習慣、嗜好、価値観や環境などの聞き取りを行い、食べることの重要性、どのような食品を購入すべきかなどの栄養相談や実際に即した調理実習などの内容で、1期を月2回、3カ月間として年2期開催していきたいと、このように考えておるところでございます。

他的高齢者の健康づくり支援事業でございますが、今年度も引き続き運動機能教室を社会福祉協議会に委託実施してまいりたいと、このように考えております。一般的な高齢者の介護予防の普及啓発としまして、介護予防

教室の委託実施、各自治会での出前講座における職員が話をさせていただくことやボランティアの育成などを計画するとともに、家の中でうつなどで閉じこもっておられる高齢者への訪問も予定いたしております。

また、介護予防を必要とする高齢者を早期に発見するため、特定健診と同時に生活機能評価も実施していきます。これは、国が作成した質問項目で判定し、心電図検査、貧血検査、栄養状態を調べるアルブミン検査を行うものでございます。予算総額でございますが、介護保険特別会計で1,443万1,000円を計上いたしております。

妊婦健康診査等の助成についてでございますが、町内に住所を有し、一定の所得要件を満たす妊婦に対しまして、病院または診療所、助産所において実施する妊婦健康診査費用の合計額に対して、妊娠21週以前の健康診査に5,000円、妊娠22週以降の健康診査に1万5,000円を限度額として助成することにしたしております。対象となる妊婦に対しましては100%達成見込みでございます。19年度、20年2月末現在で、母子手帳交付者398名、申請者380名、7名が却下というところになっております。

次に、療育事業の関係でございますが、平成17年4月に発達障害者の支援法が施行され、健康診断等による発達障害児の早期発見に努め、発達障害児の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために、発見後はできるだけ早期に発達支援を行うことが重要であり、適切に支援を行うため、該当児童について継続的な相談を行うように努めることとされました。

本町では、理学療法、作業療法、言語療法を月4日程度、心理療法を月1回程度実施するという内容で17年6月から療育事業を開始いたしました。その後、関係者の協力により徐々に内容を充実し、平成20年度は理学療法を月3日、作業療法を月5日、言語療法を月7日、心理療法を月2.5日による個別療育訓練指導、さらに音楽療法は月3教室、運動療

法は年3回の集団療育訓練による指導や療育相談を実施いたしております。また、新たに医師、心理士による発達障害相談支援事業、年6回を実施していきたいと、このように考えておるところでございます。新年度の予算は599万円で、前年より36万8,000円の増額でございます。主な支出は、療法士の報酬支払い、研修会等の費用弁償、それから郵送代等でございます。

次に、相談窓口の充実の件でございます。

この件につきましては、児童福祉法の改正によりまして、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが町の業務として明確に規定されました。町におきましても、子供に関する各般の問題につきまして家庭、その他からの相談に応じ、子供の置かれた環境や状況等を的確にとらえ、個々の子供や家庭に最も効果的な援助を行い、子供の福祉を図るとともに、その権利を擁護することになったところでございます。実際、本町におきましても平成17年度以降、虐待など緊急性を要するケースやネグレクト等、保護者に問題があり、常に見守りの必要なケースが年々増えてきておるところでございます。福祉事務所に設置している市では家庭相談員が設置されていますが、町におきましても家庭における適正な育児、養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、子供の問題、DV、心身の病気等で悩んでおられる住民に対し相談に応じ、必要な助言、指導を行うためには専任職員の家庭相談が必要であると考えことから、家庭相談員を設置し、今まで以上に相談体制を強化したいと、このように考えております。

次に、こんにちは赤ちゃん事業でございますが、この事業対象は、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭で対象乳児が生後4カ月を迎えるまでの間に看護師もしくは保健師が家庭を家を訪問し、子育て支援に関する情報提供を行い、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行う予定でございます。

具体的な進め方といたしましては、母子手帳交付や出生届提出の機会を活用し本事業の周

知を図り、事前に訪問日時の同意を得て家を訪問することとし、訪問の際には地域の子育て支援に関する情報、児童館、子育て学習センター、保育所などの情報を提供し、町保健師による新生児訪問と同様、乳児の身体の状況、身長や体重、胴囲などの測定をさせてもらうことを考えております。

また、訪問により支援が必要と判明した家庭に対しましては、ケース会議を開催いたしまして、虐待防止を念頭に置きつつ適切な支援に結びつけていきたいと、このように考えております。

次に、学童保育関係でございます。

長期休業中における4年生の受け入れに伴い、直接経費は85万円を見込んでおるところでございます。内容につきましては、長期休業中における指導員補助の賃金と衛生用品等の購入でございます。

次に、総合学習の関係でございまして、この時間に対応しております主な事業といたしましては、いきいき学校応援団事業、ふるさと文化いきいき教室や社会人活用事業などがございます。これらの事業の実施に当たりましては、指導者といたしまして地域の方々をお願いしているところでございます。中でも、いきいき学校応援団事業、ふるさと文化いきいき教室の指導者はボランティアとしてお願いしております。保護者や地域の協力や、地域のさまざまな学習環境を活用いたし、地域を教育の場とした教育活動を進めてまいります。今後も地域の多くの方々のかかわりがいただけるように啓蒙してまいりたいと考えております。

別室少人数指導事業に係ります予算につきましては、2名の指導員賃金として226万2,000円を計上いたしております。この事業につきましては、東西両中学校で対人関係がうまくつukれないことで教室に入れない生徒への学習などの指導を行うため、教員経験者の配置を考えております。週29時間程度導入する予定でございます。これまでは教頭や授業に空きのある教諭が別室へ出向き指導を行

ってまいりましたが、そのことにより本来の業務にも影響を来してきている状況でございます。そこで、専任の指導員を配置することで、きめ細かくかかわることができるものと考えております。目標といたしましては、教室への復帰ができることとしておりますが、これまでに復帰することができた生徒もでございます。

次に、放課後子ども教室でございますが、放課後や週末等に小学校施設等を活用して、子供たちの安全・安心な活動拠点として開設し、地域の方々の参画を得て、子供たちとともにスポーツや文化活動等を実施することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを推進するものでございます。今年度は、これまでに月3回程度、土曜日に開設して、大勢の地域住民の方々のご協力を得て、昔遊び、音遊び、科学遊び、物づくり教室等を実施してまいったところでございまして、子供たちは教室の中で地域住民の方々と直に触れ合い、さまざまな経験や体験をすることができました。今後、実施体制を整えながら、ますます地域住民の参画の輪を広げ、子供たちが安心して過ごせる場所や時間を確保し、事業の充実を図ってまいります。

次に、活動支援の総額等々でございますが、各公民館を利用する町民の皆さんが安心して学習できる環境整備費などを含めた広義の意味では公民館費5,794万3,000円でございますが、狭義の意味では報償費の309万9,000円と委託料の一部68万1,000円、合わせて378万円が直接的な予算となるところでございます。

また、一層の支援等でございますが、上記の直接的な予算を含め、公民館利用者が学習しやすい環境づくり、やはりそうした面では畳の表がえ、また汚れが目立っております作品掲示板の張りかえ等々環境整備、そしてプロジェクターの購入、それらを使っの学習など、直接的、間接的な予算を使って支援を行ってまいります。

次に、人権教育実践発表会のアンケートの中にも、集落学習はマンネリ化してるように思うが、やはり実施しないといけないのかという意見もございましたが、その一方で、少なくとも続けていくことが大切という意見も多数いただいています。体力や気力と同じように、人権感覚、意識というものは、ほっておくと低下していくものでございます。住みよいまちづくりのためには、自分自身の課題として学習会や研修会に参加し、常に心を磨く必要があると考えております。

そのためには、各地区3回実施しているリーダー研修会には各種団体からの参加を募り、近隣市町の人権教育担当主事に講師をお願いし、集落学習の進め方について具体的にアドバイスをいただいたり、それぞれの市町の人権学習の取り組みも紹介していただいたりしておるところでございます。

また、加えて新年度は若い世代の方にも参加していただけるよう、新たな講師についても考えさせていただきたいと思っております。

また、リーダー研修会や集落学習のときに使える集落学習会の手引書についても、その時々の人権課題を的確にとらえ、その内容を更新していきたいと、このように思っております。

さらに、各集落の学習会での的確な助言をしていただくためには、各地区から推薦を受けた助言者の方々には啓発ビデオの選考から、市町を初めとした4回の研修会を開催し、さらに研修を深めていただきたいと考えております。

続きまして、スポーツ教室の開催でございます。

このスポーツ教室につきましては、一般では年2回、前期後期開催いたしております。バレーボール、バドミントン、卓球、トレーニング、テニスを開設。また、スポーツ少年団のスポーツ教室につきましては通年で開催し、幼児から小学生は剣道、空手、柔道、少林寺拳法、ジュニアラグビー、バドミントン

教室を開設し、またスポーツクラブ21において校区の活動は多種目、多世代型で、子供から高齢者までがスポーツを楽しみ、また親子の触れ合い、人々の交流を促進し、活動を通して地域の子供たちの健全育成を図っています。今後も、子供からお年寄りまで楽しめる生涯スポーツの推進、指導を通して町民の皆さんの健康増進を図っていききたいと、このように考えております。

次に、歴史探検隊は、小・中学生、4年生以下は保護者同伴や、その保護者を対象として、町内の文化財めぐりを実施。地域の歴史や文化に対する関心を高めてもらうために開催いたしております。開催は年5回、5、7、10、12、3月、土曜日の午前中の2時間から3時間でございます。応募方法につきましては、「広報たいし」、町ホームページや小・中学校を通じて参加希望者を募っているところでございまして、保険料を参加費用として100円いただいております。継続につきましては、次回もぜひ参加したいと思えるように、校区ごとに探検コースを二、三コース設定する等、私たちの地域の歴史や文化がより身近なものとして感じ、そして楽しんでもらえるよう企画し、参加者を増やしたいと、このように考えております。

文化会館自主事業についての予算でございますが、地域アーティストへの活動の場の提供につきましては約100万円、それと町民みずからが企画運営する創造型事業の支援に約200万円を予算として予定いたしております。

住民参加型の実践的防災訓練についてでございますが、各自治会にご参加いただき、災害が発生したことを想定して、地区ごとに自治会、公民館に自主避難し、そこから消防団、警察等による避難誘導により避難所に避難する訓練を行い、避難所においては救護訓練、初期消火訓練等を行い、また警察署、消防署及び太子町等行政機関はそれぞれの役割分担の訓練を行っておるところでございます。

各世代層に対する交通安全教室についてでございますが、幼稚園、保育園における幼児を対象とした交通安全教室、町内全小学校3年、4年生等児童を対象とした安全教室、老人会等を対象にした高齢者安全教室、出前による高齢者安全教室、以上の教室を開催する予定でございます。また、自転車による事故の減少を目指して、自転車運転免許制度を実施させる予定でございます。教室関係の予算は、交通安全に関する啓蒙啓発グッズを配布していますが、交通安全関係では約30万円でございます。

水道業務の委託についてでございますが、これは先ほど上山議員と村田議員と全く同様でございます。業務委託につきましては、水道メーター検針業務、水道料金収納業務、滞納整理業務、転居による精算及び開閉栓業務等の業務委託でございます。効果につきましては、経費削減効果、住民サービスの向上、職員の業務負担軽減、水道事業の収入増、検針員の雇用管理が不要になる点、高度な技術力、ノウハウの導入が可能になる等の効果が得られると、このように考えております。この新年度におきましては、これらの事業効果が得られるよう委託内容の協議、検討を重ね、12月より試行をする予定にいたしております。

次に、公共水域の関係でございますが、おおむね公共下水道面整備事業が完了しましたことから下水道接続が進み、平成19年3月末の水洗化率は89.96%、平成19年10月末の水洗化率は92.79%となっております。さらに水洗化率を上げ、私たちが汚した水をきれいに処理して自然に返す循環型社会を目指すことにより公共水域の水質保全を図り、減少しつつある水辺の生き物の復活や子供たちが水と親しめるような快適で潤いのある地域財産が次代にも引き継いでいただけるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。それらに係る下水道事業予算、公共枮設置工事費及び下水道管布設工事等で6,300万円、合併処理浄化槽設置工事費が

300万円、合わせて6,600万円でございます。

続きまして、雨水全体計画の件でございます。

5年に1回起き得る降水量、1時間当たり降雨量42.8ミリと、その降雨量のおおむね半分を雨水幹線で排除すると設定した太子町雨水基本計画は昭和59年以来見直しを行っておりません。近年の局地集中型の降雨形態から従来どおりの設定が妥当か否かを検討し、今後の太子町の治水対策の原点とするために平成19年度において見直し作業を実施しているものでございます。ただ、今回は基本設計ではなく、あくまでも小さな2500分の1図面がベースの基本計画でありますから、一般的に即実施を想定したものではございません。しかしながら、大雨時の地域防災強化の見地から、浸水被害が現実発生している場所は実効性を高めた基本設計レベルでの計画策定を図るべきと目下対応しているところでございます。

次に、経営改善等の関係でございますが、経営改善普及事業でございます。

金融、税務、経営、労務などの相談や指導などを行う商工会の基本事業でございます。この事業には国、県、町の補助が交付されておりまして、秘密厳守、原則無料にて行われてございます。

また、商工会は地域の総合経済団体、また中小企業の指導団体として、地域振興の重要性がますます増大する中で、地域の経済的な側面のみならず、社会的、文化的側面においても大きな役割を果たす責任を担っています。豊かな地域づくりと商工業の振興のために、さまざまな地域活性化事業に取り組んでございます。

具体には、太子町の文化財、史跡、景勝地並びに特産品の紹介等々、また商工会青年部、女性部による村おこし事業などが行われており、このように商工会の経営支援や地域の活性化を図る活動を行っている商工会に対しまして行政として補助金を交付することで支援を継続していきたいと考えており、先ほ

ども申し上げましたように、新年度は商工事業補助金1,500万円、同特別補助金200万円として、昨年と同額を補助させていただいております。

次に、美しい景観と機能という点でございますが、本町の総合計画では“豊かな歴史と美しい自然の中で生活文化を創造するまち太子”という将来像が設定されております。総合計画における将来都市像の実現を目指し、来るべき高齢化社会を真に豊かな成熟社会にするため、環境、レクリエーション、防災、景観、さらには文化、福祉等の視点を都市計画に取り込み、自然に恵まれ、聖徳太子にゆかりの深い、歴史性を生かした緑のまちづくりを展開していく必要がございます。

このため、都市緑地保全法に基づく本町の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画、太子町緑の基本計画を平成10年に策定し、緑地の保全、公園の整備、緑化の推進について将来像が設定されているところでございます。この計画書の中で、自然と共生とは事業を推進する中で、自然環境保護のため、生態系の保全や生物種の保護のため取り組みを推進することはもちろん、過去に損なわれた自然環境をよみがえらせることが必要であると提議されています。これら施策については、都市計画マスタープラン並びに実施計画に基づいて、予算の範囲で執行されているところでございます。

また、機能的で住みやすいまちづくりの計画ということでございますが、平成20年度から改訂作業が始まり、総合計画並びに都市計画マスタープランにおいては、自立の道を選択した本町の独自性を打ち出す必要がございます。そのため、太子町の行政面積を生かし、コンパクトシティーを基本としたまちづくり構想を検討し、その手順としまして中心市街地活性化法による基本計画の策定が望まれております。自立のため、将来都市像実現指針となるこれら計画書の策定が急務となってきました。鋭意取り組みをさせていただきたいと考えているところでございま

す。

また次に、広報、広聴関係の件でございますが、住民の皆さんが必要とされる行政情報を積極的に提供していくためには、「広報たいし」につきましては、より読みやすく分かりやすい紙面づくり、そうしたものに努めてまいりたいと思います。

また、行政情報の即時性を高めるために、ホームページの全面リニューアル、そして担当する部署の職員みずから管理運営しやすいシステムを導入することにより行政情報の迅速な発信が可能になるとともに、だれにも優しいホームページとなるよう、使用する文字や色に配慮、そして音声読み上げソフトなどについても対応するページ構成にしたいと考えているところでございます。使いやすい、便利、優しいを目指して、これからもホームページの内容と機能の充実を図っていききたいと、このように思っております。

さらに、パブリックコメント制度や出前講座などを活用しながら広聴機能の充実を図るとともに、第5次総合計画の計画策定の基礎資料として住民アンケート調査を行い、ニーズの把握に努めていきたいと、このように考えております。

次に、コミュニティー活動の支援関係でございます。

支え合い共生する住民主体のまちづくりで、住民相互に支え合い、触れ合いのある地域づくりを進めるためには、住民が協働できる機会と場を提供することだと考えております。昨年11月に開所した、いつも申し上げております学習センターのように、ボランティアの皆さんと協働して子育て支援を行っているところでございます。防犯グループにつきましてもしかりでございます。新年度はやはり食と農を結ぶクラスター事業、これを実施いたしまして、栽培から調理まで、生産者と地域住民の協働によりまして地産地消の食育も推進していけるものと考えております。

もう一件、人事評価でございますが、この点につきましては上山議員、村田議員の質問

にもお答えしましたとおり、人材の育成の観点から目標設定、自己評価、育成指導面接を通して職員の能力開発を喚起をしていくものでございまして、多面的評価につきましては、民間等において下からの評価、横からの評価を聞きますが、公務において部下から同僚からの評価によって成功した事例は聞き及んでいません。かえって、下からの評価は上司が部下に合わせる状況等が生じ、また私情等による恣意的な評価が懸念され、職場に混乱を来すことが予想されますので、自己評価を参考とした上司からの２段階評価を行うことで公正な評価ができるものと、このように考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 ありがとうございます。幾つか再度お尋ねをいたします。

まず、私が番号つけております２番目ですが、これ今までやってきたことの説明は今していただいたんですが、今後どういうふうにこの協働ということに対してアプローチを住民の皆様になされようとしているかという点がもしお答えできるようでしたらお願いしたいと思います。

それから４番目ですが、この保健指導、たしかある達成率を上げないと後期高齢者の方へ納めるお金に影響してくるのではないかと私は理解しておるんですが、これ十分にやって達成をしていただきたいという私の要望を述べさせていただいておきます。

それから４番目ですが、これについて予算を多分おっしゃらなかったのではないかなと思うんですが、もし私の聞き落としでしたら済みませんが、お許しいただきたいんですが、多分おっしゃらなかったのではないかなと思います。

それから５番目ですが、この予算総額、今1,431万円とお答えになったんですが、私の理解では多分143万1,000円じゃないかなと思うんですが、その辺についても再度確認をいた

します。

それから、13番目の放課後子ども教室と総合学習の目標について今きちっとお述べにならなかったと思うんですが、私の理解としまして放課後子ども教室の方は地域の大人が地域の子供を育てるという姿勢でやっていくものだというふうに解釈しておきたいのですが、これでよろしいでしょうか。

それから15番目ですが、この人権学習ということですが、集落学習会の手引きの中にも書いてあるんですが、1966年には250人に1人、2001年には20人に1人がこの日本人の国際結婚の割合、兵庫県では24人に1人となっており、今この人権の学習ということについていろいろと範囲が広がってきているのではないかと思います。だから、その辺を十分本町においてもやってほしいと思います。

私なんかもよそからこちらの町に来てお世話になっている者という気持ちで日々生活させていただいておる者でございますが、これいろいろ地域回っていますと、もうどこの自治会とかそなん言よるといろんなややこしいですからそういうことは言いませんが、複数のところから、これは本人様たちの受け入れ方等いろんなこともあって、おっしゃること100%そのままということにはいかない面もあるかもしれないんですが、やっぱり私らよそから来たけど、もとかからおる人が……。というようなことを口にされ、そういうことを耳にすることがございました。事実として何回か今まであったんですが、だから、すぐこれとても難しいんですが、本町のように多くの方がよそから来られていて、そのバランスが非常に大きいと、こういう中で、前からおられる方も、私たちのようによそから来てお世話になっている方も、ともに仲よくなっていくような町にぜひより一層していただきたいという要望を述べておきます。

それから21番目なんですが、先ほど答弁の中で、民間委託をすると高度な技術力が入ってくるというお答えがあったんですが、この点についてどういう意味なのかご説明をお願い

いしたいと思います。

もう一点は、これ水道の滞納だけでなく、従来から本町でも大きな水道の滞納があって議会でも問題になっていたとありますが、水道料金を滞納されていたら、ほかの例えば税務課とか収税管理とか町民課にかかわるものについても、もしかしたらあるかもしれません。ですから、こういうほかの業務との兼ね合いについてどのように考えられるか。もしできるもんなら一緒に横の課と歩調を合わせればいいと思うんですが、実際的にそれができるかできないか、そのあたりについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから24番目ですが、ご説明ありましたように、予算について今年度の実績と新年度の予算の額が同じであるということであります。そうであるならば、ぜひこの行政が、担当課がソフトの面で十分商工会について指導、お話し合いをされることを要望したいと思いますが、いかがでございましょうか。

じゃ、以上よろしくをお願いします。

○議長（北川嘉明） 暫時休憩します。

（休憩 午後2時58分）

（再開 午後3時29分）

○議長（北川嘉明） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（八幡儀則） 服部議員の2回目のご質問にお答え申し上げます。

まず、2番目の参画と協働というところですが、これも町長から述べたところではございまして、平成18年には国体、平成19年のびすく、平成20年度では食と農の関係でクラスター事業ということで、そういう取り組みをしていくということでございますので、そのアプローチとして、その後どうするのかという、もっと先のことを言うておられるように思うんですが、これについては各担当の方でそういった参画と協働の中でこういった事業があるかということをお今後煮詰めていきたいと、このように考えております。

それから、特定健康診査あるいは特定保健指導のことではございますが、直接的な経費としては国保でお示しいたしておりますが、1,964万3,000円の予算ということになります。現在は健康基本診査というのが大体受診率約20%ぐらいというふうに私も聞いております。その中で、5年間で65%に上げることによって支援金の増減率が20%の範囲内で増減がされますので、そういう意味で私どもとしては5年間の間に65%に近づけるように努力したいと、このように考えているところでございます。

それから、5番の金額のことではございますが、町長が申し上げましたように、介護保険特別会計総額で1,443万1,000円を計上いたしております。内訳としましては、介護予防普及啓発事業として20万4,000円、介護予防教室事業として1,245万5,000円、生活機能評価事業で166万8,000円、閉じこもり者への訪問事業で10万4,000円となっております。

それから、13番の放課後子ども教室の目標についてといいますか、放課後子ども教室の目標ということではお尋ねと思います。これについては町長もはっきり申し上げましたが、子供たちが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりを、これを推進するのが一つの目標でございます。そして、地域住民の方々の参画の輪を広げて、子供たちが安心して過ごせる場所や時間を確保するといえますか、そういったことを目標といいますか目的といたしております。

それから、15番の人権教育のことではございますが、これは人権教育は、お互い基本的な人権の尊重という立場からいきますと、よそから来た人であれ、地元から、いや、もともといた人であれ同じだと思いますが、ただやはり言葉の中に、例えば後から来たくせにとかというような、その後から来たということでは、それは事実ではございますが、くせにとかというようなことは、やはりこれはいけないということで、その辺はお互い気をつけていかなければならないというふうに私も思っ

ていますので、そういう意味で人権教育を進めていくことによってそういったことがないようにしたいと、このように考えております。

それから、水道料金の徴収に絡めてですが、他課と一緒にどうだというようなご提案というふうにも受けとめました。これについては現在各担当の方でやっておりますので、そういった徴収といいますか使用料も含めて、税も含めて一つのところで徴収していくというシステムについては現在のところは考えておりません。

それから、24番の商工会の関係でございますが、金額が同じであれば、やはりソフト面で考えてはどうかというようなご指摘だと思います。そういう意味で私どもとしては、商工会の役員の方々と行政側とは、そういういわゆる懇話会的なことはしておりますが、そういったことについてはもっと積極的な対応が必要であろうというふうに考えているところでございます。

高度の技術力が入ってくるということについては経済建設部長から申し上げます。

○議長（北川嘉明） 経済建設部長。

○経済建設部長（富岡慎一） お答えいたします。

水道事務委託の中で民間委託にしました場合の効果ということで、民間によります高度な技術力や種々のノウハウが導入できるといったというふうな趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 2番については今後よく検討してやってください。

それから4番、私もこの65%に近づくようぜひお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、今年度高齢者や新生児、その親に接することなど、対住民のことが従来よりも増えてくるかと思えます。その際の地道な活動をされていくことを望みたいと思えます。また、私はそれがうまくいったときにはそれ

を評価していきたいと思っております。また、うまくいくよう努力されるならば、そういう町の姿勢を評価してまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

私、予算委員になつとりますので、詳しくは予算委員会で尋ねたいと思います。ありがとうございました。

○議長（北川嘉明） 以上で5番服部千秋議員の総括質疑は終わりました。

次に、14番桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 総括の順序に従って、質問の順に従って総括質疑を行います。

まず最初に1番に、施政方針の基調等との関係においてお尋ねをいたしますが、方針では自主財源の確保に努めて、スリムで効率的な行政運営の推進を図ることを最優先課題として、行政評価の手法を用いて事業の重点化と適正化を進めとあります。これの具体的な方針ていうのをしっかりと伺いたいと思うんですが、その点と、それからまた歳入の的確な把握に努めるというのは、これは当たり前の話なんですけども、その的確に把握に努める必要が本当にあると思いますので、その対応。さらには、将来の財政負担、投資効果等を十分見きわめた上で持続可能な健全財政の構築に向けて、昨年度にも増して効果性、緊急性、優先度の観点から厳しい事務事業選択に取り組み、歳出の抑制と効率化に努めて編成したとあるわけですね。これらの具体的な対応の説明を求めます。

それから、施政方針の基調の中で、予算編成の基本的な考え方というのも資料にありますけれども、住民生活の厳しさには全体として触れていないということだと思えます。どこを見てもそういう状況ではない。地域間格差とかというのはありますけれども、格差が拡大していったる現状、そういうようなことも含めてそれらが触れられていないと。特に相次ぐ、これは制度改悪や増税、あるいは使用料等の負担増で住民の暮らしは今、私は極限に達していると言っても過言ではない

と。そういう中で今年度の予算というのは、住民の暮らしの実態をどう見ているかという、いわゆる基本的な現実直視、そういう面から始まらなければならないと思いますが、今の実態をどう見ているかによってまた違ってくると思いますので、その視点ということについて伺いたいと思います。

それから、第2の質問では各施策の内容等についてであります。基本的には地方自治体の仕事は、説明するまでもなく住民の暮らしを支え、安全・安心のまちづくりを進めると。そして、法律の面からは、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する。これが自治体と、またそこに働く、また行政の責任であると。そういう面から、先ほども若干言いましたが、格差の拡大、貧困率の拡大は、福祉や介護、医療、教育等の、暮らしと人権、また人間としての尊厳に係ることでありまして、これらを支援することが地方自治の本旨であると思います。また、それに対応することが緊急の課題であると思います。その点から今年度の予算というのは、軸足を本当に疲弊している住民の暮らし、支援に置いた予算編成にすべきであると、このように考えるものであります。

この立場から施政方針、各施策の内容等について伺いたいんですが、そのことについては、あと特に気になることについてであります。政府の予算というのは、後期高齢者医療制度の実施、あるいは生活保護の母子加算の削減など、社会保障の切り捨てがひどい状態にあります。これに追従するのではなくて、独自の施策としてこれをカバーすること、これが肝要ではないかと思います。その点について一定説明を求めます。

それから、本町で言えば、財源ってということもあるわけですから、後の質問とも関連するわけですが、高値落札や談合を排して、入札制度の改善等とか、あるいは皮革前処理場への繰り出し対応、そういうものが住民の立場で見直されるべきじゃと、それらのことに

よって財源措置は一定可能であると、こういうふうに考えますので、その対応について説明を求めたい。

特に健康でいきいきと暮らせるまちづくりについて、ほかの皆さんと重なる部分だと思います。保健・福祉・医療行政について、やはり先ほど言いましたような基調に基づいて低所得者の方に配した取り組みが一番大切であると、これを支援する必要があると思います。そういう点から、町の助成制度を含めた対応について説明を求めます。

それから、医療については、早期発見、早期治療というのは、何回も言いますが、健康を維持するために必要な施策であり、しっかりと地に着いた形で取り組むべきものであると思いますが、特定健診などの経過の中では人間ドックのあり方を問おうとしているわけでありまして、やはり現行の人間ドックに対する助成を維持して、今後、先ほど言いました、変わる事となる特定健診の内容を充実させること。そういうことによってこれからの取り組みがさらに発展していくと思いますので、その点について説明を求めます。

それから、3番目の今後の財政についてであります。方針でも言われておりますように、財政健全化を今後とも継続することとされていることから、地方交付税、譲与税あるいは交付金の増額は今後も期待できない状況にあります。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、地方財政の早期健全化に向けた制度構築もなされ始めていますとしているように、本予算を執行した決算からこれが適用されるわけですね。だから、来年の段階でこれが適用されてくるということですが、この法律を適用した場合の決算段階の収支と基金及び債務はどうなっているか見通していかなければならないと思いますが、その点と、それに基づく今後の財政見通しについて説明を求めます。

それから4番目に、昨年度の決算審査意見について審査意見をどう受けとめ、検討し、

本予算に反映したかについて説明を求めたいと思いますが、これまでの事務事業の執行過程を踏まえた反省と今後の取り組み等についてもあわせて説明を求めます。

決算審査では、歳入について4点、歳出については各款ごとに指摘をしていること、共通事項でも8点、それから各款ごとにそれぞれ指摘をしているわけではありますが、これらをどう受けとめ、どう対応したかというのが問われなければなりません。そういう点からの説明を求めます。

それから、第5の新制度の導入についてありますが、これはふるさと納税というのが国、あるいは都道府県のトップ、そういう者の間でも論議がなされておりましたが、いよいよこれが具体化されようとしているわけにありますけれども、これによりますと、個人住民税の寄附金ということの問題と税額控除というようなことが具体化されるわけにありますけれども、このこれから導入される制度の導入、活用っていう点で町はどういうふうに対応しようとしているかということについて伺いたいと思いますが、この条例を制定していったら、制定し、また施行しようとしているところもこれから出てまいります。これは小規模町村を中心に全国の自治体30以上が制定をし、具体には自然保護、福祉など、具体的な政策、事業メニューを示して自治体が寄附者を募ると。居住地側の自治体の寄附金額が住民税から減額される、いわゆるふるさと納税が導入される見込みになっているわけですが、この受け皿となる条例がこの条例であります。これについての本町の取り組みについて説明を求めます。

それから、第6の特別職等の対応についてであります。

これは全国各地の自治体は、ご案内のとおり、厳しい厳しいと言われる財政事情のもとにあって、特別職が率先して給与等の削減で対応しているということではありますが、これについての本町の対応、先の一般質問でも矢祭の例などを紹介いたしましたけれども、兵

庫県下でも一定のところでそういう取り組みをしております。本町の対応について説明を求めます。

それから、第7の住民参加の条例の整備、確立についてであります。方針の中には、これは今年だけではございませんが、迅速かつ的確に対応しながら課題を共有をして政策形成に生かしていきたいと考えておりますと、こういうふうに言っているのは今年だけではありませんが、これまでに表現の差はあれ、こういうことを触れてきております。やはり住民参加のための確かな裏づけ、また町が守らなければならないことを決めるというのが自治基本条例であると思います。この制定をすることが住民への担保でもあります。対応について説明を求めたいと思います。

それから、給食問題についてであります。洗剤の混入事件と米飯の全面委託を機に、安全・安心の給食体制について伺いたいと思うんですが、これまでにやはり問題なのは風通しの悪いことという点については町も認めざるを得ないと。これを確認したわけですが、このようなことにしたのはやはり人事であると思いますが、そういう点での町の総括が必要だろうと。それが全容解明の基本になろうと思います。その点からと、それから責任の所在と責任を明確にする。これは事件を起こした当事者だけではありません。こういうことを起こしたことに対する総括があって責任とその責任の所在がはっきりすると思うんですが、そのことについて内外に明確にする必要があると思いますので、その説明を求めたいと思います。

それから、第9に行政組織についてありますが、行政組織については基調の中でもスリムでということがございますが、やはり私は流動的に対応する組織への転換が絶対だろうと思います。それは言うまでもなく何回も例に挙げてなんですけれども、矢祭の例などが如実に示しておると。それはもうみんなでかかるという、そして必要なことについて

は、きょうの説明がありますように、プロジェクトで全体でまたそれも方針なりを決めていくと、そういうようなあり方の方が今大事になってきておりますので、そういう対応について説明を求めし、またそういうふうに変換すべきだと思います。その点について行政の取り組み姿勢について伺います。

それから、10番目の行政評価制度についてであります。何人かの議員がこれについては今年度、それから今年度から今町内で検討しとるということですが、それは今までの説明ですと、いわゆる内部で基本的な評価制度をつくって活用しようというようなことなんですが、すべての事務事業は住民との絡みで行われるわけでありまして。そういう点から住民はそれぞれ参加をした中で各種の事務や事業の計画を含む評価と再評価が必要だろうと。そうでないと、内部は内部だけのことにしかありません。ネットとかいろいろこう聞く手段はあると思いますが、そういうものだけではなく、具体的に各住民が直接参加をして、そして事務事業を評価、再評価をするような仕組み、体制、そういうことがなかったら本当に評価をしたことにならないし、また住民の血税を使って行った事務に対する整理にもならないと。これのことが大切であると思いますので、内部の評価制度ではなく、住民参加という点で説明を求めます。

それから、11の歳入についてであります。19年度末の滞納額、一応先にちょっと説明がございましたが、町で国保が絡んでまいります。滞納額、収入未済額の見込みっていうのは、今日の段階でどうつかんでおるのか。それから、滞納や収入未済になったものに対する基本的な取り組みについて説明を求めます。

それと同時に、この予算の中で留保している財源の有無についても確認をしておきたいと思います。

それから、12番目に繰出金についてであります。本町の予算は一般会計から国民健康

保険あるいは介護保険、老人保健、墓園は今年で一応繰り入れがなくなってるわけですが、後期高齢者医療、それから下水道、前処理場それぞれに繰り出しをしております、これによって各会計が一定の運営ができていってる基盤にもなっていると。こういうことであります。総額的に言えば、町の説明資料でもありますように、本年度は14億4,255万9,000円、ほいで昨年度が14億9,069万2,000円ということで、4,813万3,000円は減ってるわけですがけれども、全体としては、先ほど述べましたような、これからの連結会計というような中に位置づけられて、実質的な町の財政運営規模が明確になるということになるわけですがけれども、特に国民健康保険、これは何回も言いますが、後期高齢者医療に対する一円も稼がない者からも含めて徴収をする仕組みということになります。そういうようなこともございますし、国民健康保険に加入している実態は低所得者と個人事業者、それから年金所得者、そういうことになってまいりますけれども、今の格差社会の中で就労が正規の社員であったり、職員であったりということが少なくなり、非正規の労働者が多くなっている中での国民健康保険のあり方、実質的には滞納者も生み出しているような状況がありますし、それに加えて後期高齢者の支援に伴って13.7%も国民健康保険料を引き上げる、そういうような形になっているわけですから、これに対する支援と前処理場特別会計のように、減ったとはいいいましても、1億600万円ほどの1億円を超える支援を行うこととは同列視してはいけません。住民の暮らしを支えることが大事であると思いますので、その対応について説明を求めます。

それから、13番目に入札、契約のあり方についてしつこいほど伺いますが、このあり方と改善等について再度伺いたしたいと思います。

午前中に清原議員の方からも指摘がありましたように、最低制限価格の公表によって逆に予定価格が類推をされる、正確に把握する

ことができるというぐらい高値落札が今日まで続いてきたと、こういうことであります。そういう面からいきますと、当局のこれまでの説明を再考する必要があると思いますし、肝心なのは、その時勢時勢の予定価格の設定だと思います。そういう点から予定価格は事後公表、それからもちろん最低制限価格を設ける場合には最低制限価格ありという形で旧来のやり方としてはそういうことがございます。それに基づいて事後にももちろん最低制限も公表すればいいわけですがけれども、適正妥当な予定価格を設定して競争に付すと、こういうことが大事でありますので、これまで改善をどういうふうにしようとしてきたか、またその取り組みの経過を含めて今後の対応についても説明を求めたいと思います。

一般質問のときに東京国分寺市の入札契約制度、それから業界紙についての東北大学の鈴木教授の所見、そういうものもお渡しをしたわけですがけれども、これらのことについて私は生かした取り組みは必要だろうと思いますので、その取り組みについて、この際説明を求めます。

○議長（北川嘉明） 町長。

○町長（首藤正弘） お答えいたします。

まず、行政評価の関係でございますが、先ほども服部議員のご質問にお答えいたしましたとおり、20年度の本格実施を目指して構築作業を進めているところでございます。各事業の成果、達成度を成果指標といたしまして、数値を明らかにすることによりまして事業効果や事業手法、効率性を点検、評価いたしますが、効果が上がってない事業、効率性が悪い等の問題点が生じている事業につきましては、事業手法の改善等を図っていききたいと、このように考えておるところでございます。

また、事業の優先度や投入できる財源等をしっかりと見きわめながら必要に応じて所期の目的を達成するための事業拡大、あるいは既に目的を達成した事業や必ずしも行政が行う必要がないと判断した事業についての規模

縮小、また廃止、休止等も検討してまいりたいと、このように考えるところでございます。

そうした中で歳入の的確な確保等々でございますが、この件に関してはやはり国の方針を踏まえ、予算編成の中で個別事業、ソフト、またハード面の必要性を議論し、財源も含めて実現が可能かどうか判断していくものでございますので、こうしたところはしっかりと取り組みをさせていただきたいということでさせていただいております。

また、この住民生活の厳しさに触れていないというご指摘でございますが、住民生活の実態、これは例年どおり施政方針の中では述べてはおりません。生活の実態はそれぞれの世帯多様でございますし、生活の満足度も個人各自の判断基準が千差万別であろうというところから生活に不安を抱いておられる方も少なくはないというふうには思っております。行政は住民の快適な生活につながるような社会基盤整備や住民の方が安心して暮らしていただけるような施策を限られた財源の中で取り組みをしてまいりたいと、このように考えております。

また、制度改革や増税、使用料等の負担等についてでございますが、後期高齢者医療制度や介護年金などの社会保障費の確実な増加が見られるところでございます。住民の皆さんの将来不安が経済への悪影響を及ぼしている面があるとも考えられます。すべての方々の暮らしが楽であるということは思っておりませんが、それはやはり個人個人の置かれている状況が異なるものでございます。一概にその原因を国の制度改革等に求めることはできないと、このように考えております。

基礎自治体でございます本町は、行政の中でも一番住民の皆さんに目が届く組織でございます。地元の民生児童委員や自治会とも連携しながら住民の皆さんの暮らし方には常に目を注いでいき、そうした福祉政策の充実にも努めてまいりたいと、このように考えて

おります。

また、施政方針でも述べておりますが、すべての住民が尊重され、毎日を健康で生きがいを持って暮らしていただくのが私の願いでございます。平成20年度におきましても、例えば障害福祉、地域生活支援事業等における統合負担上限額導入による利用者負担の軽減、低所得のひとり暮らし高齢者を対象といたしました住宅用火災報知機の設置等、いわゆる生活弱者の方々にも配慮した事業を行い、すべての方々に快適に暮らしていただけるように努力していきたいと、このように思うところでございます。

それぞれの施策でのごことございますが、格差是正のための福祉、介護、医療、教育の支援の予算等々でございますが、障害福祉サービス利用者の負担上限につきましては、法施行3年後の見直しまでの間に生活格差等の問題を解消すべく緊急的措置としまして、平成19年4月には4分の1まで引き下げを実施いたしましたし、また20年7月からはさらに現行の半分程度にまで負担軽減を行う予定でございます。

また、障害児を抱える世帯の多くが市町村民税の課税世帯であるために子育て支援に配慮し、また負担軽減の要件である所得限度額の緩和を予定いたしておるところでございます。

地域生活支援事業におきましても、サービスの質、また量が低下しないよう近隣の市町と調整の上、事業所報酬単価を設定するとともに障害福祉サービスと一体となった統合負担上限月額を設定し、負担軽減を図っているところでございますし、新年度におきましては、こうした制度改正や本町独自の軽減策も踏まえた予算編成といたしておるところでございます。

高齢者の福祉におきましては、第1点は低所得者のひとり暮らし高齢者を支援の一環といたしまして、高齢者日常生活用具給付等事業で設置義務となっております、先ほど申し上げました住宅用火災警報器の寝室等への設

置を実施したいと、そしてまた介護保険での認定者、身体障害者を対象に住宅改造費の助成を太子町の高齢者等住宅改造費助成事業の中で所得に応じた助成をしていきたいと、このように考えております。この制度は大体年間何件かをご利用いただいております。本年度も約3件程度見込みを立てさせていただきます。

そして自己管理ができずに日常生活が破綻している低所得高齢者の養護老人ホーム等への入所保護措置の実施、また入所者で収入が極端に少ない方に養老福祉金の支給等も考えておるところでございます。この点についても例年どおり実施させていただきたいと思っておりますし、また低所得世帯で介護認定において重度の方が介護保険サービスを1年間利用せず家族が介護されている場合は家族介護慰労金の支給等も考えていきたいと、このように考えております。

また、高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、本年4月から40歳から74歳までの方に特定健診、特定保健指導、各医療保険者に義務づけられております。この特定健診は、先の議員さんの質問にもお答えいたしましたように、メタボリックシンドロームや、また予備軍の早期発見等々、改善を予防に向けた支援を行う特定支援、指導等によりまして健康を支えていこうとするものでございまして、保険者である太子町国民健康保険においては、従来どおり集団健診の実施並びに、先ほどご指摘いただいております人間ドックを個別健診として指定の医療機関で受診できるよう置きかわります。

この健診にがん検診を加えて受診していただくこととなりますので、多くのご利用を望むところでございます。

また、社会保険等加入の被扶養者に対しましては、今までどおり一緒に受診できるような仕組みを社会保険等で構築されつつございます。詳細につきましては、各医療保険者からのお知らせがあると思うところでございます。

39歳以下の方、75歳以上の後期高齢者の方につきましては、従来どおり受診していただきますので、よろしくお願いします。

特定健診、特定保健指導の実施につきましては、5カ年を1期として平成24年度末に健診受診率、保健指導の実施率、メタボの減少率、達成度によりまして後期高齢者医療制度の支援金の加算、減算の対象となってきますので、平成20年度は積極的な受診勧奨に取り組んでいきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、今後の財政についてでございますが、地方公共団体の財政の健全化法によりまして、これを適用した場合とのご質問でございますが、何分この件についてはこれからの作業になってきますので、詳細にはお答えすることは現段階では難しいというしか言いようがございませんので、その点ご理解をお願いしたいと思います。

次に、決算の審査意見をどう受けとめ、検討し、この本予算に反映したかということでございますが、やはりこの収入未済と不納欠損にならないように徴収に万全を期す、また口座振替の推進に努めること等のご指摘をいただいております。税務課分では現年課税分の未納者に対する徴収につきましては、督促状や、また催告書の送付、電話による催告、訪問徴収を実施し、新たな滞納を発生させないため、課員一丸となって努力をしているところでございますが、新年度からは延滞金の徴収を予定しており、納期内納付の推進を進め、新たな滞納者の滞納繰り越しの抑制に努めていきたいと、そして滞納繰越分につきましては、19年6月15日から9月14日までの3カ月間に県職員延べ69人の派遣を受けまして納税相談、分割納付等の納付管理、財産調査、財産の差し押さえ等の手法を学んだところでございますし、滞納処分は換価の容易な預貯金を中心に実施いたしましたところでございますし、新年度におきましても滞納者の財産を積極的に調査し、悪質者には滞納処分を行い、徴収率の向上に努め、そして自主財源の

確保に努めていきたいと、このように考えております。

しかしながら、納付能力のない滞納者につきましては、状況を的確に把握し、滞納処分の停止もやむを得ないと考えておるところでございます。

また、口座振替の推進につきましては、19年度町民税3期、4期と固定資産税3期の納付書送付時に口座振替納付依頼書を同封し、そうしたことを等依頼したところでございますが、新年度においてもその推進には努めていきたいと、このように考えております。

また、歳出についてでございますが、やはりいつも申し上げておりますように、歳出削減を行い、必要最小限の額を計上し、財源の確保を図っていきたいと、このように思っております。

負担金、補助金、交付金につきましては、目的、効果、そうしたものを一定の基準を設けて定期的に見直し、不要なものは、また効果が期待できないものにつきましては整理してまいりたいと思います。

また、夕張市の例でも分かりますように、これまでと同様の行政運営を続けていきますと破綻に至ることを、私とまた職員が同じ思いで危機意識を持ちながら事務を遂行していかなければならないと、このように考えております。

生活福祉関係の決算の関係ではございますが、活動補助金や整備負担金等にございましては、その事業の目的、活動に則したものでありますので、事業効果や活動の達成状況も踏まえながら、その活動や整備に影響が生じない範囲で精査したいと考えておるところでございますが、またその反面、委託料や工事請負費にあってはその事業効果等を踏まえながら多面的な面から検討を重ねる必要と判断したものでございまして、そうした内容といたしておるところでございます。

文化協会補助金等についてでございますが、やはり地域文化の振興に寄与するととも

に参加する団体グループ、また会員相互の幅広い交流と理解を深めながら町民の意識高揚に貢献していただいております、このように思っております。

具体には、文化協会主催の美術展、また各部の発表会、そうしたものの実施、町への協力事業といったしましては、トライやる・ウィーク、町民芸術祭、公募美術展、観月会、そうしたものに協力を願っておりますので、町としましては各種行事にも参加、協力をいただき、町民の皆さんの文化意識高揚に貢献されていると考えておりますので、予算の許す範囲で補助を継続していきたいと思っております。

しかしながら、そうした中でこの当文化協会いろいろな創意工夫でもって各事業を実施していただき、少しでも経費がかからないようにという取り組みをしていただいておりますことを私自身感謝いたしておりますのでございます。

また、総務関係で物品の調達等々でございますが、当然町内での調達可能な消耗品等につきましては町内で調達しようところでございますが、しかしながら文房具等におきましては町内で唯一営業をされておりました文具店が昨年の12月で閉店され、現在は他の市町から購入しているところでございます。ある程度の量が必要なコピー用紙や備品につきましては財務規則に従い見積もりを徴した上で最も安価なところから購入いたしております。

いずれにしましても、調達可能なものにつきましては町内を優先していく考えには変わりはありません。

また、広域行政についてでございますが、消防事務のたつの市への業務委託、ごみ、し尿処理や農業共済事務に係る一部事務組合設置、講演会のたつの市との共同設置など、今までも取り組んできたところでございますが、19年度におきましても新たな取り組みの検討として県市町実務者会議等の場におきまして事務の共同処理などの検討を行ってきて

いるところでございます。

今後負担軽減や効率化、サービス向上につながるものにつきましては、そうした積極的に県や他市町と検討、協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

同じく総務関係でございますが、国または県の改革の方向、内容、制度等の確認、理解に努め、町行政に生かすことにつきましては、職員に国及び県からの情報を絶えず収集し、本町の行政にどのような影響があるか、常日ごろよりその検討を行うように指示いたしております。本予算におきましても、時間的に間に合ったものはこの中で反映させていただいておりますのでございます。

また、危機管理意識につきましては、これは職員全員が町自治体を取り巻く社会経済状況、単独自立を選択した本町の状況等も十分に認識する必要があります。夕張市の例でも分かるように、これまでと同じような行政運営を続けていけば破綻に至ること、私と職員が同じ思いで危機意識を持ち事務を遂行していかなければならないと、このように思っております。そうした点は町民などさまざまな介入を通して職員との情報交換、また共通認識のもとで今時の予算も策定し、徹底した歳出削減を行っていき、必要最小限度の額を計上し、執行に当たっても後年度への税源が回せるよう執行方法等を検討し、やりくりが上手となるように努めていきたいと、このように考えております。

それと、A E Dの設置の関係でございますが、現在A E Dを設置している町の施設は、小学校、中学校、役場、体育館、総合公園、保健福祉会館、文化会館、そうしたところ公共施設の11カ所でございます。いずれも職員が常駐している事務室、保健室等において管理いたしておりますが、一般に人にも分かるように18センチ四角のシールによりまして設置場所が分かるように表示いたしております。

また、平成18年度及び19年度におきまして嘱託職員を含みます町職員及び学校教諭を対

象といたしまして講習会を開催いたしました。そのうち町職員につきましては、平成18年度に143名、19年度95名、計238名が受講いたしております。

この講習につきましては、3年から5年ごとに再講習が必要でございます。そうした面もたつの市消防署の協力を得まして、今後とも実施していきたいと、このように考えます。

そして、5番目にはふるさと納税についてのご指摘でございますが、このふるさと納税につきましては、現段階では本町にどれだけ影響があるか試算はいたしておりませんが、まずは法改正された後税務課サイドで細かい分析をし、どの程度増収がある、あるいは減収といった作業が必要になるであろうとの認識をいたしておるところでございます。ふるさと納税でございますので、増税だけに限ったものではないということでございますので、そうした点もご理解を賜りたいと思います。

それと次に、ご指摘のとおり、特別職が率先して給与の減額でという件でございます。昨今の地方自治体の厳しい財政状況を受け、特別職みずから給与等の減額措置を行っておるところでございます。本町におきましても、ご承知のとおり、平成17年4月から今月までの3カ年、減額措置を行っております。

平成20年度からの減額措置についてのご質問でございますが、現下の状況等を十分に見きわめた上で、私自身の任期も含めて総合的に判断すべきと考えております。そうした中で特別職にはそれぞれ特別職としての職務と、その責任を果たす義務がございます。それに見合う対価としての給与等が定められておりますので、安易に減額すべきものとは思っておりませんが、そうした点は十分今後考えていきたいと、このように思います。

続きまして、住民参加のための自治基本条例等の設定についてでございますが、平成12年に前後して行われました地方分権改革に伴うもので、この改革に伴って自治体により

強く地方自治と団体自治の実現を図っていく必要に迫られ、自治基本条例制定への取り組みが始まっているところでございます。一般的には町民をまちづくりの主役に据え、町民参加の仕組みや住民の権利、責任などを定めているところが特徴ですが、自立した自治体を目指そうとしている自治体が条例制定によりその姿勢をあらわしているような状況でございます。

しかしながら、自立のまちづくりを進める本町では、まず行政改革への取り組みが最重要課題でございます。その上で住民、議会、行政の3者が一体となるまちづくりを進めていく連携と協力が不可欠であろうと考えておるところでございます。

そしてまた、平成17年1月18日から実施いたしておりますパブリックコメント制度でもこれまでに6件の案件に対して30人の方々から意見が寄せられている現状をかんがみて、この条例の制定につきましては住民の皆さんのまちづくりへの関心、そして主体であることの認識、さらにその発言と行動における責任による参画姿勢等が醸成されていること、その上で住民の皆様と行政における種々の情報の共有の伸展とあらゆる条件がある程度整った時点が条例制定の適切な時期であろうと考えております。まず、この条件の調整を進めまして、その環境を整備していきたいと、このように考えております。

続きまして、8番の給食問題でございますが、先ほどの服部議員の質問等々でも触れさせていただきました。本当にこういうことが行政の中から起きるとことは私自身も残念な結果であると、ことであると、このように厳粛に受けとめさせていただいております。

安全・安心の給食供給体制等についてでございますが、今回の事件を機にハード、ソフト両面から再発防止対策を実施いたしたところでございますが、やはり危機管理マニュアルの早期作成とあわせまして、4月から調理、配送、回送業務を委託する業者におきま

してもこれらのマニュアルの徹底と安全・安心の給食提供体制が構築できるよう連携して準備を進めていきたいと、このように思います。

この件に関しまして、風通しのよい職場、また人事等の問題、そして責任の所在等にも触れていただいております。風通し、また人事等の件でございますが、委託の関係上おおむねそうした面なくなってこようと思うんですが、責任の所在にいたしましても、まだ捜査等が進められておりますので、最終的にまたそうしたことも考えていきたいと、このように思っております。

次に、9番目の行政組織のあり方について流動的に対応する組織への転換という件でございますが、矢祭町の例も実際にご提示していただきましたんですが、やはりこの行政組織のあり方につきましては、服部議員の質問にもお答えいたしました。多様化する住民ニーズに即応し、また目まぐるしく変革する諸制度に対応していくためには定型的な組織による確実な事務処理を行うとともに、機動的な組織運営が必要でございます。全庁的な政策課題が突出する状況下においては部課という枠を超えた横断的な仕組み等を構築する必要がございます。そうした中で庁議・部長会等、そうした中でいろいろな課題を検討して、必要に応じてプロジェクト等も立ち上げ、全庁的な視点に立って処理に当たっているとございまして、こうした定型的な組織においても既定の概念にとらわれずに、より効果的に、またかつ適正に処理できる組織を目指して、組織の見直しを進めていきたいと、このように考えるところでございます。

そしてまた、10番の行政評価についてでございます。住民が参加して主な事務事業等の評価と再評価が必要であるとのご指摘でございますが、現段階では行政評価に住民の方々が参加していただくということは考えておりません。まず、庁内部でしっかりと評価を行い、行政評価の事務の流れを定着させること

が重要であると、このように考えております。

その上で、評価結果は広く公表いたしますとともに、将来的には必要に応じ外部の方々の参加も検討していきたいと、このように考えます。

次に、歳入について滞納等々に関する件でございますが、19年度末の滞納額、収入未済額の見込みについてというご質問でございますが、町税の現年度分の徴収率は前納報奨金廃止の影響等もございまして、1月末時点におきましては、昨年同時期を下回っておりますが、納期の過ぎた各期ごとの徴収率はおおむね18年度並みとなっております。決算時には18年度を上回る徴収率を確保するよう努めてまいりたいと、このように思っております。

滞納繰越分につきましては、町税全般では1月末時点で1.5%下回っており、徴収率の低下が懸念されているところでございますが、現年分と同様に徴収努力をし、昨年度並みを確保したいということで鋭意努力していきたいと思います。

また、滞納、収入未済に対する取り組みについてでございますが、昨年度の決算審査意見のところでも述べさせていただいたとおり、現年度課税分の未納者に対する徴収につきましては、督促状、催告書の送付、電話、そして訪問徴収を実施し、新たな滞納を発生させないために税務課職員一丸となって努力をしているところでございますが、新年度からは延滞金の徴収を予定いたしており、納期内納付の推進を進めて、新たな滞納繰り越しの抑制に努めていきたいと思います。

先ほど来申し上げておりますように、昨年6月から9月までの県職員による納税相談、納税指導等々そうしたものを踏まえまして、この新年度でもできるだけ徴収率の向上に努め、そして自主財源の確保に努めたいと、このように思っております。

この歳入の件についてでございますが、保育所の保育料未収金についてもございます。

これにつきましても、やはり未納者に対す

る納付喚起、そして窓口の相談、また困難者に対しましては納付誓約で月々の分割納付、また定期訪問徴収、そうした処置をとってあるところでございます。確実な納付を約束していただくように努め、今後はそうした未収金が発生しないよう、収納の推進に努めてまいりたいと、このように考えております。

若干少ない部分については省略させていただきますが、上下水道につきましては、上水におきましては19年度末の滞納額は500万円余り、下水道につきましても同じ額となっております。現年度収入未済額につきましては、上水道につきましては960万円余り、下水道につきましては430万円余りとなっております。そうした点、徴収強化につきましては、先ほどの前議員さんの質問にもお答えしましたように、班体制、5班体制をもって、また嘱託職員1名を加えて、そうした滞納整理に努めていきたいと、このように考えておるところでございます。

次に、留保財源の有無についてでございますが、収入予算の編成につきましては、課税標準や補助金、負担金制度を正確に把握し、地方財政計画なども考慮して編成したものでございます。基本的には見込み得るすべての収入を計上いたしておりますが、一部例外としまして普通交付税につきましては端数を切り捨てて留保財源といたしておるところでございます。

また、繰り出しについてでございますが、一般会計からの各会計への繰出金は、先ほどもご指摘のように、国保特別会計2億1,087万7,000円、介護特別会計2億2,736万5,000円、老健特別会計1,655万7,000円、後期高齢者特別会計5,288万9,000円、下水道特別会計8億2,887万円、前処理場特別会計1億600万1,000円、総計で14億4,255万9,000円となっておりますところでございます。

特別会計に係る経費につきましては、法令等により一般会計が負担すべしと定められているものを除き、特別会計の収入によって賄う独立採算が原則でございます。

しかしながら、その性質や施策上の必要性から繰り出し基準の枠を超えた補てんがやむを得ないケースもございます。適正な判断のもと今後も繰り出し、繰り入れを行っていきたいと、このように考えるところでございます。

国保税と前処理場の繰り出しの件でもご指摘がございましたんですが、やはり私どもはそうした関係はやむを得ない措置であると、このように考えております。

次に、入札のあり方についてでございますが、桜井議員ご指摘の国分寺市、また業界紙についてはまだ今そこまで研究は踏み込んでいたしておりません。時間ができれば、そうした面にもあわせて考えさせていただきたいと、このように思うところでございますが、この問題についても19年4月から一般競争入札を拡大したところでございます。そうした面、今後も改善すべき点があれば随時見直しをかけていきたいと、このように考えております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（北川嘉明） 間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長します。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 ちょっと忘れんうちに言うのかなあかね。この入札の件では時間がなかったと。本は読む時間がない言うても、それほど何ページにもかからへんのやね。そやから、国分寺の例もほんまに私は、先ほども清原議員が言ったように、一般競争入札に移行することは要求してきたことですからえんですよ。私は何もそれを言ってるわけじゃないけども、結局は一般競争入札でも地域限定したら、いわゆる指名競争と一緒にやと。むしろ入る者が限定されてきてより談合しやすいし、最低制限価格を公表すると逆算する、当局がよく言う類推されると。今日の時点でも各会計、特に下水とか一般会計の中でも工事請負費というたら何も書いてない。何がほんまやわからへん。だから、そういうものを明らかにすると、類推されると何回も言ってき

た。しかし、そんなもんはこの一つ一つの工事においても最低制限価格の公表を、最低制限価格を設ける設けないはまたいろいろあるんですけども、最低制限価格設けるにしても予定価格できちっと押さえていくと。それも8割程度で十分いけるというのがいっぱいあるわけですから、そういう点で連帯としてその取り組みをするということが、一般競争入札というのはすべて条件をつけない一般競争入札でなければならないと私はそう思うんですよ。先ほども言うたように、最低制限価格の公表もずっとやっていると、類推は類推どころやない、正確になると。だから、100%に近い、また100%もありましたわね。そういうようなことになってしまうんです。それは競争の原則から外れる。だから、やはり一番当初はすべて分からんもんやからやね、最低で全部並んだ、ほいでくじ引いたというようなことがありましたけども、その後は太子町のやり方はこうやな思うたら、もうこれほど類推しやすいことはない。だから、その都度変えるっていうことの必要性もありますから、改善の方向については再度説明すべきだと思います。

それから、国分寺の例はやっぱり公平、公正ということ、それから品質を確保すること、また町の経済の活性化を図るということで公共物の調達から入札制度に至るまできちっとやっていかないといけないということで、基本的な指針を物、人、サービスということで契約についてもやはり外部から調達をしたりしているが、それはやっぱり透明性、公平性を確保する、それから基本理念はよりよい地域社会の実現に向けて不断に市政推進に取り組む必要があるという立場で、その調達手続等についても検証をすると。ほいで、公正性と透明性、競争性を発揮するようにやっていくということで理念を持って取り組まれとんやね。だから、そんなにやっぱりあちこちでこのことが放置できないという立場でそれぞれが研究していると。その研究は、指摘を受けたらすぐに研究する姿勢がな

かったら改善できへんと思うんですよ。だから、そういう点で言っていることと、それからあわせて談合がなくならへん、しかし総合評価の問題も含めて、先ほど言いました学者の見解も、これはこれでやはり意味あることではないかなあと思うんです。それで、本では言っておりますが、望ましい入札方法はあるんだろうかというて問いかけられたりしている中で地域の貢献とか技術競争とか、いいものが供給されなきゃどうしてもあかんわけですからね。だから、そういうような形にきちっと取り組んでいくことと、昨今ではダンピングの結果として下請労働者を泣かせるようなことも起こってるから、発注者責任が問われるようなこともあります。それらを含めた改善が必要なんで、火急を要する改善だと思うんですけど、その点は後説明を加えていただきたいと思います。

それから、繰出金の件では、いつも比較にしますけども、あんなとこにどぶに捨てるような金と、やはり国保、介護、それぞれかなり厳しい、だから私は最初に住民の暮らし、住民各層の生活実態ということがどんななってるかと、そこにきちとした視点を合わせて予算編成を行うべきだというような基調の問題で言ったとおりです。その視点がなからおかしなってしまうんです。ほいで、行政が勝手に血税を使って皮革処理場を運営しとんですから、これをなぜ住民のために使わないかと、企業のために使うんじゃない、住民のために使うべきやと、こういうことから比較して言ってるわけです。それははっきりさせていただきたいと。同一視してもらうものではないということですんで、その点再度伺いたいと思います。

それから、財政健全化の問題で、先ほどもこれは分からへんというような町長の答弁なんですけど、これは今予測、こういうことになるのではないかとということが私は一円まできちっとどうしてくれ言ってるわけじゃないんですよ。決算段階でこれがこの年度の予算が執行されたら各会計を通じて決算を行うと、

連結的にやるということになるわけですが、その段階で収支がどうなるとか予測せなあかんですわな。これ当たり前の仕事やと思うんで。それはその上で収支の状況を説明いただきたいということですよ、予測です。

それから、今後その上に立って財政見通しはどうかということの説明してもらおうと思うんです。

確かに、いわゆるこれからの財政再生基準になるものも出てきたりして、5つに分けて説明がされたりしているわけですが、国は夕張を受けて財政再生基準を設けてコントロールをしようというような面もあるんです。しかし一方で、この制度を生かして、ほいで住民にこういう実態を公表していくこと、これは大事ですから、今の段階での予測を立てるということも、例えば水道会計で言えば、予定貸借、これを執行した場合の予定貸借対照表として一応は出すことになってて、今回も出てますわね、こういう執行をした場合に来年の3月31日の時点ではこういう貸借対照表になりますと。だから、そういうものなんですよ。だから、責任があるんです。その点からいえば、公会計ですからきちっとやっていただきたいし、予測も立てて今収支はどうなるであろうということをはっきりさせていただきたいというのはそこなんです。その上でそれぞれの自治体が事前事前に財政の運営状況を把握をして取り組むと。

公債費の問題でも繰上償還やら借りかえをより積極的にやって財政の許す限りにおいては国等々交渉をして、少なくともこの自主負担を軽減をして身軽になるということが必要になるわけです。

今地財計画で言いますと、1,524の自治体の約5兆円の必要を認めとうぐらいですから、太子町はこん中にどの程度言うとかやう分かりません。だから、それらが今度の、いわゆる新会計制度の中で収支が出てくる基準になります。その点、説明を再度求めます。

決算審査意見の関係では、後にまた伺う機会があると思いますので、ちょっと置いときますけれども、負担金補助及び交付金のもとにかくつき合いをやめるというようなまだまだつき合い程度のものであるようですね。これらは切るべきやと思いますが、そういう点ではもう一度説明を求めたいと思います。

それから、あちこちいきますが、5番に言うてる新制度の導入について、これは近くは赤穂市、それから宍粟市、それぞれが具体化しよんやね。やっぱり県内でも広がるだろうと言われとんです。だから、そこが積極的に誘導するというようなことをやってる思うんですね。だから、太子町はどうするのかと。また、必要ではないかということで伺っとんです。その点は町の対応が必要だと思うんですが、プラスかマイナスが分からんというのは確かにどういう情報が分かりません。しかし、赤穂のようにやってたり、地域活性化のために宍粟なんかも財政厳しいから寄附を募るということでやっているところがあるわけですから、それらのことを含めてやっぱり本町も真剣に考えていかないといけないんじゃないかと思うんですが、どうですかと。

それから、特別職については今、対応について、これは矢祭は卑近な例かもしれんけれども、特別職は町長、副町長、それから一応教育長、そういう者は課長職と同じようにすると、こういうことで言ってる。これが英断であり、また改革の基本だと思うんですよ。

それから、県内でもこれは、三木市がよくこれはどうかという点では藪本市長が言うてることですが、トイレの清掃も自分らでやりますと、経費節減ということ。これは特別職がまず率先垂範するという意味で物議を醸すように内外にこの話題を投げかけるとのことですけれども、やはり経費節減の立場ってというのは大事だと思います。それでも、600万円だと三木市は言うとかやね、その節減が。

それから、赤穂市もいろいろ相次ぐ不祥事もあります、10%から20%で、さらに10%

を加えての市長が30、それから副市長が18ですか、それから教育長が15かな、そういうようなことを一応言ってるわけです。さらには、出張とかに際しても特別職の旅費の取り組みを1万2,000円を1万円にするとか、いろいろ言うてるんです。それはやっぱり皆さんに対する負担を強いて住民の暮らしを疲弊に追い込んでいってる今の政治、そして長で支援をする、そういう立場からもそんなことが必要ではないかと。

それから、宍粟市も厳しい中でやっぱり5ないし10%ということについては継続して行うということになってますよね。だから、そういう点と、それから町長が今自分の任期と、それから特別職も、いわゆる職責に対するものっていうことで言ってるわけですけども、やはり前に期末手当のときに継続して行うと言いながら、今回条例で上がってないと。そういうことでしょう。この3月で切れるわけですから、4月以降のことについては今の答弁のとおりですから、太子町はどうすんやと、当たり前のことが条例に上がってないぞと。今まで言うたことも守らんのやなというようなことで私言うてます。その点は今後やっぱり姿勢が問われますので、説明を求めたいと思います。

それから、歳入に関する質疑で19年度の滞納未収をまず明らかにしないとイケないと、それから対策があっていきべきもんだと。ほいで、留保の財源については端数だと言いますけど、これ何ぼ置いとんですか。

それから、行政評価は今そこまでは行っていない、しかしものをつくったり事務については一番やっぱり影響を受けてありがたく思うこともいややと思うことも住民が一番よく分かっただけです。だから、その点を参加させずに勝手にやってみたってあかんということ言えます。その20年、今年からやるというのはえんです。それを否定しているわけじゃないんです。しかし、住民参加でやるべきだということについてはしっかりと整理しておくべきだと思います。

5分になりましたか、大変じゃ、こりゃあ。

それから、各施策は妊婦のことやとか子育て支援とか、みんな大変やけども、小野、篠山、稲美、赤穂、宍粟、加東、明石、西脇、それぞれいろいろ工夫して出してますよ。だから、やっぱり生活支援のことを考えて各施策を住民との暮らしにおいて措置をしようということやってる例をもっともっと参考にすべきやと思うんです。だから、そういう点はどうかということを確認しておきたいと思います。

それから、保健・福祉・医療ではお金を心配して医療が受けられないような人をつくらない。お金を心配して必要な介護が受けられない人をつくらない。そのために減免助成の確立が必要なんです、今。その点と。

それから健康を維持して安心して暮らし老られるようにするような行政にすることが地方自治の私は本旨やと思うんです。何をにおいてもやらなきゃならないことだと思うんです。それが最低限の努めではないかと思うんで、その点と。

それから、早期発見、早期治療をいかに進めるかで医療機関を含めて協力体制を組むことが大事だと思うんですが、そういうこととかかりつけ医を利用させるようなことにすること、これらについてもあわせて説明を求めます。

もう何分あるかいな。後から言うわ。

それだけ説明してください。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） まず、入札関係で国分寺市の例もちょっと言われたわけなんです、その中で、いわゆるよりよい地域社会をつくるとか、公平性、透明性高めると、これは当然そういう形で私どももしているつもりでございますが、ただ町長も少し申し上げましたが、実は私も国分寺市の例については、ちょっと倫理条例だけちょっと見させていたいただきましたが、入札の関係は申しわけないんですが、見ていない状況でございます。

ただ、最低制限価格の公表がどうであるかというようなご指摘もいただいておりますが、確かにおっしゃるように、その最低制限価格を明示したことによって、それから類推して予定価格、これらしいというようなのが出てると思いますか、計算上出てるというようなことあるかと思います。ただ、町長からも申しあげましたように、どこの自治体についても公平性、透明性を保つという中で予定価格を事前に、いわゆる公表したり、あるいは最低制限価格を公表したり、いずれかの方法といたしますか、そういったところが多いように思っておりますので、太子町としては最低制限価格を公表して、今その制度で入札をしているところでございます。

一般競争入札の中でのその地域の限定では意味がないのではないかというようなご指摘もいただいておりますが、それにつきましても、いわゆる太子町域での建設業者さんのことも考えると、そういったことも必要な面もあるということは、これはそういう考え方として全部オープンにするか、あるいは地域限定にするかということは、これは県でも、どこの市町村でもしてるところはございますので、太子町として特にそういう地域限定でしているということではないということをお願いしたいというふうに思います。

それから、総合評価のところでの、いわゆるメリット、デメリットも、私も本をいただきましたので、さらっとですが、一通りちょっと読んだんですが、再度読み直そうと思いながらきょうに至りましたが、総合評価方式が必ず万能でないというのは私どもも承知いたしておりますといえますか、やはりご指摘いただいたように、その入札制度についてもいろいろ工夫する必要があるのではないかとこのように思います。ただ、太子町としてはまだ総合評価方式もしてないものですから、20年度については1件程度は試行でしてみたいというふうには考えております。

それから、2点目の繰出金で生活実態を踏まえた中での、具体的に申し上げますと、国保

への繰り入れをするべきではないかというご指摘でございますが、前処理のことを踏まえてそういうことをおっしゃってるんですが、前処理につきましても、それは長い歴史の中で今まで運営してきています。これはもうそんなこと言う必要ないというようなことを言われるかもしれませんが、やはり前処理場を動かしていることによって公共水域の水質ということの保つような、保つといえますか、維持改善のために役立っているところでございますので、一企業のためにというようなことでございますが、結果は公共用水域を守っているという考え方もございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

それから、財政健全化の方は、また財政課長の方から申し上げますので、よろしく願いしたいと思いますが、負担金補助なんかで、いわゆる補助のところで上げているのではないかなというようなご質問といたしますが、ご指摘でございますが、これについてもやはり必要なものを私どもとしては提案させていただいているということをお願いしたいと思います。

それから、特別職の絡みで、私も特別職ということで町長から申し上げたとおりでございますが、私からそれ以上のことは申し上げるものではございません。ただ、三木市の例とか、赤穂市の例、宍粟市の例もいろいろ私どもも新聞で見っておりますので、その辺についてはいろいろ私も思うところはございます。

それから、歳入関係での。

先ほどと同じですが、各施策の中での再度生活支援ということで、住民の暮らしに立った予算を組むべきではないかというようなお話だと思うんですが、私どもとしては限られた予算の中で主要な事業といたしまして、主要な事業といたしますか、その主な事業の中で約38事業ぐらいございます。その中で約15事業が教育、あるいは子育て支援にかかわっている事業で、事業名で言いますと、約4割、それから金額にして約20億円切れるんです

が、20億円ぐらいということで、限られた予算の中で子育て支援、あるいは教育のために予算編成をしたというつもりといたしますが、そういう姿勢の中で編成いたしているところでございます。

それから、早期発見、早期治療のこともおっしゃられましたが、これは当然のことといえますか、当たり前のことを言っておられます。そういうことで現在法の中で特定健康診査、あるいは特定保健指導というのが入っておるのは病気にならない、テレビコマーシャルで言いますと、未病な段階でそういう健康維持のためにするというようなことで、生活改善、生活習慣病に至らないように、行政として保健師、看護師等が指導ということになると思います。そういう意味で早期発見、早期治療ということについては私どもも当然のことだというふうに思います。

医療のことについての減免のお話もございましたが、減免につきましても、これは制度の中で後期高齢者医療、あるいは国民健康保険についてもそういった制度の中でございますので、太子町としては、上積みというところではございませんが、ある程度のそういった減免制度も持っているということでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

私の方からは以上でございます。

○議長（北川嘉明） 財政課長。

○財政課長（香田大然） 財政健全化法によります新しい財政指標の見込みということなんですけども、これから4月以降にこの仕事に入っていくような形になります。それは、じゃあ予測を言えということでございますが、予測するにも、まだ細かい、いわゆる数字の取りまとめ関係が国、県の方から出てきている最中でございますので、これが最後の最後まで続くだろうと思います。ですから、予測数値については申し上げることはできません。

それから、これはもちろんもうご承知のとおり、監査委員の意見に監査委員さんに審査

に付して、それから監査委員さんの意見書をつけて議会に公表、その後に住民に公表ということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、普通交付税の留保財源につきましては988万円でございます。

以上です。

○議長（北川嘉明） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 1点抜けておりました。申しわけありません。

行政評価の中での住民参加のことでございますが、これは町長から申しあげましたように、20年度についてまずは内部で評価ということで、いきなりこれ私どもも初めてのことでございますので、内部評価をしていくと。将来的には住民参加の中での住民を交えての外部評価といえますか、そういうことを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 もう時間があれですんでなんですが、給食問題でも全容を解明した上でやっぱり人事の問題を含めてしっかり取り組んでもらわにゃいけないこと、それから行政組織も弾力的でやっぱり機能的なものにすること、財政もしっかり見通しを立てるということで、何も監査やそういう公表のことは当たり前のことを言うてまわんでもよろしいでっせ、よう分かっとるこっちゃから。そんなこと言うてへんのやから、これからこの制度を使ってどうしていく、その上で今の執行された場合どういうふうな結果になるやろうぐらいなことちゃんと見とかなんだら、健全化とかなんとか言われへんがな。それを言うんです。これはまた今後の審議の中で言いますので、きょうはもう後の質疑に向けて取り組みますけれども、滞納と未済のことは何で言わへんのやいな、今。何回か言うとなのに言わんなあ。

それから、違うんですか、数字を言わへんやんか。何で言わへんねん。聞こえへんだんか。何回か私が言わなんだらあかんように

なっとんかということ。ちゃんときちっと言うてもらわなんだら、こんなことでまた言わんならん。だから、はっきりしといてもらわんことにはあかんで。

○議長（北川嘉明） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 19年度の収入未済のその額でございますが、これは定期的に所管の方へ報告をさせていただいております、今回はまだ2月分のやつが3月の……

（桜井公晴議員「見込みで言うとなんや、私はな。だから、3月末でどうかでこれ、年度末にどないなるという見込みを立てとるかいうて言うんやから、今の状況を言わんでええ。そやから、それで言うたらえんやん。今質問したとおりや」の声あり）

だから、今そこまでの数字は持っておりませんので、所管の段階で見込みとして、19年度の見込みの数字を報告させていただきま

す。

○議長（北川嘉明） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 きょうはこれで終わります。

○議長（北川嘉明） 以上で14番桜井公晴議員の総括質疑は終わりました。

これで総括質疑を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（北川嘉明） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は3月10日午前10時から再開します。

なお、3月10日の本会議は改めて開催通知はいたしませんのでご了承願います。

本日はこれで延会します。

ご苦労さまでした。

（延会 午後5時18分）